

広陵町地域防災計画

資料編

令和5年3月改正

奈良県 広陵町

目 次

第1章 条例関係	1
資料1-1 広陵町災害対策本部条例.....	1
資料1-2 災害対策本部設置要綱等.....	2
資料1-3 災害対策本部の標識及び腕章.....	8
資料1-4 広陵町防災会議条例.....	10
資料1-5 奈良県消防広域相互応援協定.....	12
資料1-6 広陵町地域防災活動推進条例 概要.....	14
資料1-7 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書.....	16
資料1-8 緊急警報放送の放送要請に関する覚書.....	18
資料1-9 防災関係機関の連絡先.....	19
第2章 災害危険区域	21
資料2-1 危険物施設・圧縮アセチレンガス等施設・液化石油ガス施設の数.....	21
資料2-2 国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）.....	22
資料2-3 奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）.....	22
資料2-4 河川観測所.....	23
資料2-5 県管理水防警報指定河川.....	24
資料2-6 国管理河川重要水防箇所.....	25
資料2-7 県管理河川重要水防箇所 水防警報河川.....	26
資料2-8 県管理河川重要水防箇所 水防警報河川以外の河川.....	27
資料2-9 大和川・曾我川・佐保川の水防警報の通知（国土交通大臣）.....	28
資料2-10 大和川水系各河川の水防警報の通知（知事）.....	29
資料2-11 防災重点ため池一覧(令和2年5月時点).....	30
第3章 通信・応援関係	32
資料3-1 奈良県震度情報ネットワークシステムの震度観測地点.....	32
資料3-2 災害時における広報.....	32
資料3-3 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場.....	34
資料3-4 消防防災ヘリコプター飛行場外離着陸場.....	34
資料3-5 町内医療機関.....	35
資料3-6 町内動物病院.....	36
資料3-7 災害拠点病院（中和保健医療圏）.....	36
資料3-8 薬品類等調達先.....	36
資料3-9 給油取扱所施設.....	37
第4章 避難関係	39
資料4-1 指定緊急避難場所.....	39
資料4-2 指定避難所.....	42
資料4-3 福祉関連施設.....	44
資料4-4 警察.....	45
資料4-5 郵便局.....	45
資料4-6 避難確保計画の策定が必要な要配慮者施設.....	45
第5章 その他	48
資料5-1 指定文化財.....	48

資料 5-2	国指定重要文化財建造物設置防災施設一覧	49
資料 5-3	県指定文化財建造物設置防災施設一覧	49
資料 5-4	救助の種類及び実施機関	49
資料 5-5	災害救助法適用基準	50
資料 5-6	被害報告基準	51
資料 5-7	被害の認定基準	53
資料 5-8	災害救助法による救助の程度と期間	54
資料 5-9	災害弔慰金等の支給	59
資料 5-10	災害援護資金の貸付	60
資料 5-11	生活福祉資金の貸付	61
資料 5-12	母子・父子・寡婦福祉資金	62
資料 5-13	被災者生活再建支援金の支給	63
資料 5-14	株式会社日本政策金融公庫からの融資	64
資料 5-15	経営資金等の融通	64
資料 5-16	林業基盤整備資金	65
資料 5-17	漁業災害に対する融資制度	65
第 6 章	様式等	66
様式 1	第 4 号様式（その 1）災害概況即報	66
様式 2	第 4 号様式（その 2）被害状況即報	68
様式 3	第 3 号様式 災害年報	70
様式 4	自衛隊の派遣要請に関する様式	72
様式 5	緊急通行車両事前確認証明書	73
様式 6	標章	74
様式 7	緊急通行車両事前確認申請書	75
様式 8	緊急通行車両事前届出書	76
様式 9	り災証明申請書	78
様式 10	り災証明書	79
様式 11	行方不明者・死者の搜索、処理及び埋葬関係の様式	80
様式 12	警戒体制における指示・被害・対応記録票	83
様式 13	警戒体制における被害発生状況報告書	84
様式 14	建物被災状況チェックシート（震災編）	85

第1章 条例関係

資料1-1 広陵町災害対策本部条例

広陵町災害対策本部条例

昭和38年5月29日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、広陵町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認める時は、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌握する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 災害対策本部設置要綱等

広陵町災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広陵町災害対策本部条例（昭和38年5月条例第10号。以下「条例」という。）に基づき、広陵町災害対策本部（以下「本部」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(本部の設置及び廃止)

第2条 町長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 町内で震度5強以上を観測した時。
 - (2) 町域に気象業務法（昭和21年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水警報等が発令され、かつ本町域内において重大な災害が予測され、その対策を要すると認められる時。
 - (3) その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策を講じる必要がある時。
- 2 町長は、本部を設置した後において、災害が発生するおそれが解消したと認めた時、その他本部を設置しておく必要がないと認めた時は、これを廃止する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、総合調整統括及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第2項の規定により町長があたる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充て、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を助け、本部長に事故があるときは、広陵町業務継続計画に定められた順位に従い、その職務を代理する。
- 4 総合調整統括は、危機管理監をもって充て、本部長の命を受け本部員を統括し、本部長及び副本部長を補佐する。
- 5 本部員は、部長級の職にある者及び本部長が特に必要と認めた者をもって充てる。

(部及び班)

第4条 災害対策本部に、部及び班を置く。

- 2 部及び班の名称並びに分掌事務、所管部長、主管課は、別表1のとおりとする。

(本部員会議)

第5条 本部会議は、本部長、副本部長、総合調整統括及び本部員をもって構成する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。
- 3 本部会議は、災害予防及び災害応急対策の実施の方針について決定する。
- 4 本部長は、本部会議を開くいとまがない時は、副本部長と協議のうえ前項に掲げる事項を処理する。

(部長及び班長)

第6条 部長は、本部長の命を受けた分掌事務を総括するとともに、災害対応主管課長を班長に任命し、所属職員を指揮監督させる。

- 2 班内における事務分担及び職員の割り振りは、班長が決める。
- 3 班長に事故ある時は、あらかじめ班内から部長が指名する者がその職務を代理する。

(応援職員の要請・派遣)

第7条 班長は、班外から応援を求める必要が生じた時は、直ちにその旨を部長に報告し、部長は災害対策本部会議に報告しなければならない。

2 前項の場合において、危機管理監は必要に応じて応援職員を派遣する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(参考)

※災害予防及び災害応急対策の実施方針決定事項

- ◎ 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。
- ◎ 災害応急対策の基本方針に関すること。
- ◎ 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- ◎ 避難場所の指定に関すること。
- ◎ 動員配備体制に関すること。
- ◎ 各班間の調整事項に関すること。
- ◎ 自衛隊派遣要請に関すること。
- ◎ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ◎ 他市町村等への応援要請に関すること。
- ◎ 災害救助法適用要請に関すること。
- ◎ 激甚災害の指定の要請に関すること。
- ◎ 災害復興計画等の企画立案に関すること。

別表第1（第4条関係）

部名・総括部長	班名・主管課	主な分掌事務
災害対策本部 危機管理監		<ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒区域の決定及び避難情報発令に関する事。 2. 避難所の開設及び廃止の決定に関する事。 3. 防災活動拠点の決定に関する事。 4. 自衛隊、緊急消防援助隊の応援要請及び撤収判断に関する事。 5. 防災ヘリの要請に関する事。 6. 支援物資の受入場所の決定に関する事。 7. 災害廃棄物仮置き場の決定に関する事。 8. 業務継続計画の発令判断に関する事。 9. 広域避難の判断に関する事。 10. ボランティアセンター設置に関する事。
本部統括部 危機管理監	本部運営班 安全安心課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部員の動員及び配備に関する事。 2. 災害対策本部設置場所の決定、運営に関する事。 3. 気象警報等の受理、伝達に関する事。 4. 本部長の指示、命令の伝達に関する事。 5. 自衛隊、緊急消防援助隊等との連絡調整に関する事。 6. 県本部、行政関係機関及び消防防災団体等との連絡調整に関する事。 7. リエゾン等の受入に関する事。 8. 本部各班間の人員調整に関する事。 9. 有識者等の支援の受入に関する事。
マネジメント部 企画部長	組織調整班 秘書人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の安否確認及び参集状況に関する事。 2. 災害時の応援職員要請、支援者対応及び受援窓口に関する事。 3. 首相、国務大臣、知事等の慰問者対応に関する事。 4. 本部長等の国・県への陳情に関する事。
	報道班 総合政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災情報の整理、管理、発表に関する事。 2. 報道機関等の対応に関する事。 3. ライフライン事業者との連絡調整に関する事。 4. 公共交通の運行状況の情報収集について。 5. 元気号の運行再開に関する事。
	電算班 デジタル推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁内情報システムの稼働調査、復旧に関する事。 2. 通信設備の管理運用に関する事。 3. ホームページ、SNS等の維持管理に関する事。 4. 被災情報の伝達、広報に関する事。 5. 被災者支援情報等の伝達、広報に関する事。
総務部 総務部長	総務班 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎の被災調査、報告及び安全確保に関する事。 2. 自家発電装置の稼働に関する事。 3. 電話回線の維持管理に関する事。 4. 公用車の調査、確保、燃料の確保に関する事。 5. 物資の確保及び災害予算並びに災害時の資金運用に関する事。 6. 町所有地の被災調査及び安全確保に関する事。

部名・総括部長	班名・主管課	主な分掌事務
	会計課	7. 救助、義援物資の保管運用及び輸送に関するこ。 8. 災害に伴う財政計画及び財政に関する上級官庁との連絡に関するこ。 9. 災証明書の発行に関するこ。
		1. 初動期段階までの広報活動に関するこ。 2. 災害救助費の出納に関するこ。 3. 見舞金、義援金等の出納、配分に関するこ。
	被災者支援班 税務課	1. 一時滞在施設の開設、運営に関するこ。 2. 一般電話応対及び被災情報収集、整理、情報班への引継ぎに関するこ。(情報班への応援) 3. 住家被災調査、認定業務及び応援職員要請に関するこ 4. 生活再建の法律、税金等相談窓口に関するこ。
	議会班 議事課	1. 議員の安否確認に関するこ。 2. 議員との連絡調整に関するこ。
福祉救護部 けんこう 福祉部長	福祉班 社会福祉課 介護福祉課	1. 職員、来訪者の安否確認、参集報告に関するこ。 2. 避難誘導に関するこ。 3. 会館の被災調査、報告及び安全確保に関するこ。 4. 自家発電装置の稼働に関するこ。 5. 避難行動要支援者名簿の管理、提供に関するこ。 6. 福祉施設の被災調査及び支援連携に関するこ。 7. 福祉避難所(民間施設)の開設要請に関するこ。 8. 社会福祉協議会の支援連携に関するこ。 9. 行旅死亡人の措置に関するこ。 10. 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸付に関するこ 11. 要配慮者の生活再建に関するこ。
	医療救護班 けんこう推進課	1. 傷病者の安全確保に関するこ。 2. 医療救護所の開設、運営に関するこ。 3. 医療救護隊の編制及び出動計画に関するこ。 4. 町内医療従事者、機関との連絡調整に関するこ。 5. 保健医療活動に関する応援職員等に関するこ。 6. 健康相談及び予防接種に関するこ。
	児童福祉班 こども課 子育て支援課	1. 保育施設の安全確保に関するこ。 2. 未就学児用福祉避難所の運営支援に関するこ。 3. 未就学児の保護に関するこ。 4. 子育て家庭の生活相談に関するこ。
	幼稚園 保育園 認定こども園	1. 園児の安全確保及び避難誘導に関するこ。 2. 保育士等の安否確認及び参集報告に関するこ。 3. 保育施設の被災調査、報告に関するこ。 4. 未就学児用福祉避難所の開設運営に関するこ。
住民環境部 住民環境部長	生活支援班 住民課	1. 避難所との連絡調整に関するこ。 2. 埋火葬の許可に関するこ。 3. 身分証明に関するこ。

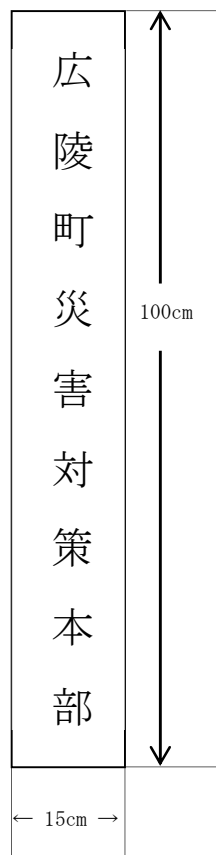
部名・総括部長	班名・主管課	主な分掌事務
	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活物資の調達、管理及び配給に関する事。 2. 衛生用品等の調達、管理及び配給に関する事。 3. 緊急支援物資集積場所の管理運営に関する事。 4. 災害対応職員及び応援職員の給食に関する事。
	衛生班 環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 斎場の被災調査、報告及び復旧手配に関する事。 2. し尿処理業者の稼働確認に関する事。 3. 棺の調達に関する事。 4. 仮設トイレの手配に関する事。 5. 災害廃棄物仮置き場の確保と管理に関する事。 6. し尿等の収集に関する事。
	リレーセンター 業務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員及び施設利用者の安否確認、参集報告に関する事 2. 施設の被災調査、報告及び安全確保に関する事 3. 災害廃棄物仮置き場の運営・管理に関する事。 4. ごみの収集に関する事。 5. 広域処理に関する事。
情報部 地域振興部長	情報整理班 協働まちづくり 推進課 産業総合支援課 農業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般電話対応及び被災情報収集、整理及び主管課への引継ぎに関する事。 2. 区長・自治会長との連絡調整に関する事。 3. 地区担当職員の活動支援に関する事。 4. 被災中小企業の認定等に関する事。 5. 被災農地の認定に関する事。
建設部 都市整備部長	調査復旧班 都市整備課 用地開発課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町営住宅、道路、橋梁、ため池、堤防、井堰、公園等の被災調査、報告及び安全確保に関する事。 2. 応急復旧業務の支援要請及び公用車、資機材の確保に関する事。 3. 建物応急危険度判定（公共施設）に関する事。 4. 宅地応急危険度判定に関する事。 5. 公費による被災住宅の解体に関する事。 6. 住家被災調査業務支援に関する事。 7. 応急仮設住宅の必要個数調査、報告に関する事。
	上下水道班 上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 配水場被災調査、報告及び安全確保に関する事 2. 自家発電装置の稼働に関する事。 3. 漏水情報の収集、整理に関する事。 4. 御所浄水場及び県営水道の稼働確認に関する事 5. 浄化センターの稼働確認に関する事。 6. 施設の応急復旧（応援要請含む）に関する事。 7. 公共下水道施設の被災調査、報告、使用可否に関する事。 8. 応急給水（応援要請含む）に関する事。 9. 水道管路の復旧に関する事。 10. 公共下水道管の復旧に関する事。 11. 上下水道使用料の減免に関する事。
学校・避難支援部 教育振興部長	教育施設班 教育総務課 学校支援課 生涯学習 文化財課 給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒、教員等の安否確認に関する事。 2. 教育施設等の被災調査及び安全確保の指示に関する事 3. 避難所開設、運営支援に関する事。 4. 文化財の被災調査、報告に関する事。 5. 県教育委員会との連絡調整に関する事。 6. 教材、学用品の調達配付に関する事。

部名・総括部長	班名・主管課	主な分掌事務
		7. 仮設校舎建設及び学校施設の復旧に関すること。 8. 災害時の学習及び生活相談に関すること。 9. 学校再開（給食含む）に関すること。 10. 被災学校における授業の応急措置に関すること。
	避難所班 スポーツ振興課 中央公民館 図書館	1. 職員、利用者の避難誘導及び救護に関すること。 2. 施設の被災調査、報告及び安全確保に関すること 3. 体育館の被災調査、報告及び安全確保に関すること。 4. 避難所の開設、運営協力に関すること。
消 防 部 消防団長	消 防 班 消防団	1. 消火活動に関すること。 2. 避難誘導及び広報活動に関すること。 3. 救出・救護及び搬送に関すること。

資料 1 - 3 災害対策本部の標識及び腕章

(1) 標 識

災害対策本部を設置した時は、次の標識を本部入口に提出するものとする。



(2) 本部職員の腕章

本部職員のうち災害応急対策の実施又はその事務に従事するものは、次の腕章を左腕に着用するものとする。

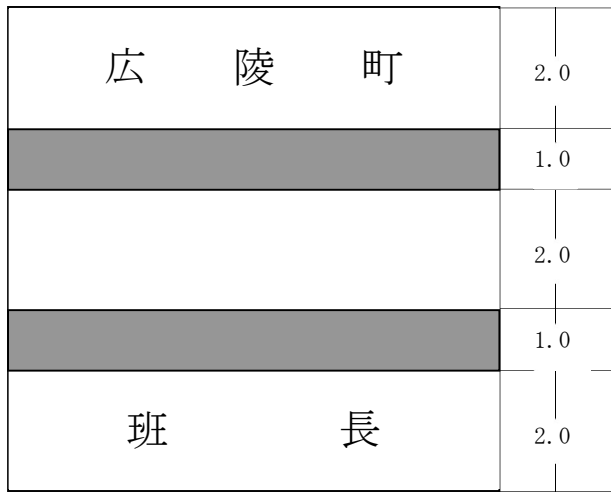
① 本部長腕章 縦 8cm
横 35cm

② 副本部長腕章 縦 8cm
横 35cm

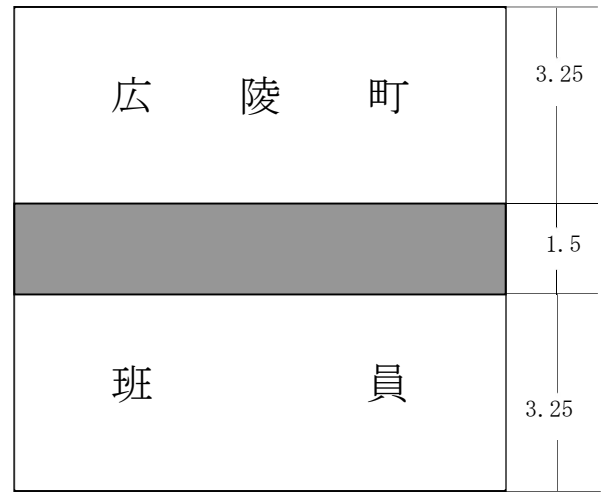
広 陵 町	2.0
	0.7
	0.7
	1.2
	0.7
	0.7
本 部 長	2.0

広 陵 町	2.0
	0.7
	0.95
	0.7
	0.95
	0.7
副 本 部 長	2.0

② 班長腕章 縦 8cm
横 35cm



② 班員腕章 縦 8cm
横 35cm



資料 1 - 4 広陵町防災会議条例

昭和 38 年 5 月 29 日
条例第 9 号
改正 令和 4 年 6 月 21 日
条例第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、広陵町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広陵町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平24条例6・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 奈良県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者
 - (5) 議会議長
 - (6) 副町長、教育長
 - (7) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから町長が任命する者
 - (8) 消防委員長、消防団長
 - (9) 区長・自治会長会会長
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、町長が委嘱する者

- 6 前項の委員の総数は、30人以内とする。
- 7 第5項第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任を妨げない。

(平17条例7・平18条例12・平24条例6・平26条例1・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、奈良県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員に、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第7号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 5 奈良県消防広域相互応援協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 の規定に基づき、奈良県内の全ての市町村及び奈良県広域消防組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 この協定の区域は、奈良県全域とする。

(対象とする災害)

第 3 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害、事故等により被害が発生した市町村等の消防力では災害の防 ぎよ
が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町村等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害
の拡大等を図るため隣接する市町村等の応援の必要がある災害

(応援要請の手続き)

第 4 条 応援の要請は、災害発生地在市町村等の長又は消防庁（以下「被災地市町村等の長」とい
う。）が行うものとする。ただし、災害の規模等により緊急を要し、被災地市町村等の長から応
援の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、被災地市町村等の長から応援の要請を受ける市町村等（以下「応
援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）に対し、電話、
ファクシミリ又は奈良県防災行政無線等により行なうものとする。

3 応援要請時期は、次の事項を明瞭にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の場所及び概要
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別及び員数
- (4) 応援隊の現場への進入経路又は誘導員の配置場所
- (5) その他必要な事項

4 応援要請を行った被災市町村等の長は、その旨を奈良県消防担当課へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第 5 条 前条の規定により応援要請を受けた応援市町村等の長は、特別の理由がない限り、応援隊
を派遣するものとし、その旨を被災地市町村等の長に通報するものとする。また、応援要請に応
じることができない場合にも同様とする。

2 前項に規定する応援隊は、消防組織法第 9 条に規定する消防機関により構成される消防隊、救
助隊、救急隊、その他必要な部隊とする。

- (1) 応援団体において大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合
- (2) 他の応援協定等により応援出動している場合
- (3) その他やむを得ない事情がある場合

(応援の中断)

第 6 条 応援市町村等に応援隊を帰還させる特別の事態が生じた場合において、応援市町村等の長
は、被災地市町村等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条に基づき、被災地市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町村等において負担する経費

ア 消防職員及び消防団員の公務災害補償に要する経費

イ 応援隊員の旅費及び出勤手当

ウ 受援市町村等への出勤若しくは帰路途中において発生した第三者に対する損害賠償費

エ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 被災地市町村等において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 消防職員及び消防団員が応援活動中に死亡又は障がいの状態となった場合における賞金

ウ 応援活動中、第三者に対する損害賠償費及び損失補償費。ただし、応援市町村等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町村等の負担

エ 化学消火薬剤等の資機材費

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第9条 市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく消防広域相互応援を迅速かつ効率的に行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町村等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成8年5月7日付けで締結した奈良県消防広域相互応援協定は平成29年3月31日をもって廃止する。ただし、この協定の前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、なお従前の例による。

3 この協定の成立は、奈良県内の全ての市町村長及び奈良県広域消防組合管理者の同意書をもって証明する。

資料 1 - 6 広陵町地域防災活動推進条例 概要

1 制定趣旨

町民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し基本理念を定め、町民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業者及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割並びに町の責務を明らかにするとともに、地域における防災活動、施設管理者による災害等に備えた防災体制及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、町民等が安全に安心して暮らせる災害等に強い町の実現に寄与することを目的に制定するもの。

2 制定内容

第1章 総則(第1条—第9条)

【基本理念 その1】

防災対策は、人命を守ることを最も優先するとともに、被害を最小限にとどめるため、町民が自らの身は自ら守る自助を実践したうえで、町民等が地域において互いに助け合って地域の安全を確保する共助の取組に努めるとともに、町及び防災関係機関が、町民の生命、身体及び財産を保護する公助を行うことを基本として実施されなければならない。

【基本理念 その2】

防災対策は、町民等、施設管理者及び町が、年齢、性別等の多様な視点に立ち、要配慮者への支援等に配慮しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

【町民の役割】

常に災害に対する危機意識を持って、町、自主防災組織、防災士ネットワーク等が行う防災活動に、積極的に参加し防災対策に協力するように努める。

【自主防災組織の役割】

防災対策を行う町、関係団体と連携協働して、地域における防災活動を積極的に行う。

【防災士ネットワークの役割】

自主防災組織の活動を支援し住民に対する自助・共助思想の普及に努める。

【事業者等の役割】

従業員及び来所する者の安全確保、事業継続の体制整備を行う。

【町の責務】

防災活動及び地区防災計画の推進、業務継続計画の策定、地域における防災教育等に努める。

第2章 災害予防対策

第1節 町民による防災活動(第10条—第14条)

防災知識の習得、地域の災害危険箇所等の把握、自主防災組織への参加、建築物の安全性の確保及び物資の備蓄等について規定

第2節 自主防災組織による防災活動(第15条—第19条)

防災知識の普及、地域の災害危険箇所等の確認、防災訓練の実施、物資の備蓄及び避難行動要支援者の支援体制の整備等について規定

第3節 事業者による防災活動(第20条—第22条)

事業所を利用する者等の安全確保、事業の用に供する建築物の安全性の確保及び事業継続計画の策定について規定

第4節 施設管理者による防災活動(第23条—第25条)

要配慮者利用施設を利用する者等の安全確保、要配慮者利用施設の安全性の確保及び防災訓練等について規定

第5節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策(第26条—第35条の2)

防災知識の普及、防災教育の充実、防災訓練の実施、町民等への支援、公共施設の整備、物資の備蓄、事業者との協定の締結、防災情報の提供体制の整備、地区防災計画等の作成に関する支援、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する助言と支援、避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び避難情報に関する基準の策定と公表について規定

第3章 災害応急対策

第1節 町民による防災活動（第37条・第38条）

避難の実施及び救出と救護への協力について規定

第2節 自主防災組織による防災活動（第39条）

地域住民の安否に関する情報収集と提供及び救出、初期消火、避難誘導、指定避難所の運営等について規定

第3節 事業者による防災活動（第40条）

従業員、来所する者の安全確保と負傷者等の救出及び救護、消火活動、避難誘導等について規定

第4節 施設管理者による防災活動（第41条）

施設に滞在する者若しくは来所する者、従業員の安全確保と負傷者等の救出及び救護、初期消火活動、避難誘導等について規定

第5節 地域における防災活動の推進に関する基本的施策（第42条—第44条）

災害応急対策の実施、災害情報の提供及びボランティアによる防災活動への支援について規定

第4章 復旧及び復興対策（第45条）

町民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業所等が、地域社会の再生への協力及び復興に関する計画の策定について規定

3 施行

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 7 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定する放送要請に関して、奈良県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会奈良放送局長
奈良テレビ放送株式会社代表取締役社長（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続を定めるものとする。

（要請の手続）

第 2 条 甲は法第 57 条の規定に基づき放送を求める場合、乙に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 要請は原則として文書（別紙様式）によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることがてぎるものとする。

（放送の実施）

第 3 条 乙は、甲はから要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 第 2 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 奈良県総務部広報課長
日本放送協会奈良放送局放送部長

乙の連絡責任者
奈良テレビ放送株式会社業務部長

（協議事項）

第 5 条 この協定書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（適用期日）

第 6 条 この協定は、昭和 54 年 3 月 1 日から適用する。

上記協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

昭和 54 年 3 月 1 日

甲 奈良県知事 奥田良三
乙 日本放送協会奈良放送局長
堺正顕
奈良テレビ放送株式会社
取締役社長 井谷千彦

[別記様式]

年	月	日
整理番号第		号

放 送 要 請 書

- 1 要請の理由
- 2 放送事項
- 3 放送希望日時
- 4 備考

年 月 日

殿

奈良県知事

資料 1 - 8 緊急警報放送の放送要請に関する覚書

電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合は、災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書（昭和 54 年 3 月 1 日締結以下「協定」という。）に基づくほかこの覚書に基づき行うものとする。

（申請者）

第 1 条 奈良県知事（以下「知事」という。）及び県内市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として知事が日本放送協会奈良放送局長（以下「放送局長」という。）に対して行うものとする。

ただし、市町村と県との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が放送局長に対し直接要請できるものとする。

（要請要件）

第 2 条 緊急警報放送の放送要請は知事又は市町村長が次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底する必要がある場合とする。

- (1) 大規模な地震・火災・洪水・山崩れ等広範囲の災害についての警報、避難の準備、勧告、及び指示 等
- (2) 通信設備の機能麻痺等により防災機関の情報伝達、手段、能力に限界が生じた場合の防災情報
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認める事項

（要請手続）

第 3 条 放送の要請は、原則として別紙様式 1 による文書によるものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請し、後刻文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 協定第 5 条で定める連絡責任者及び同補助者については、別紙様式 2 により職氏名等を相互に通知するものとする。

（適用期日）

第 5 条 この覚書は、昭和 60 年 9 月 1 日より施行する。

この覚書の成立を証するため、当事者記名押印の上各一通保有する。

昭和 60 年 8 月 30 日

奈良県総務部長	嶋 津	昭
日本放送協会		
奈良放送局放送部長	西 本	清

資料 1 - 9 防災関係機関の連絡先

(1) 防災関係機関

名 称	連 絡 先
防災統括室	0742 - 27 - 8425
高田土木事務所	0745 - 52 - 6144
奈良県水防本部(河川整備課)	0742 - 27 - 7504
奈良県広域消防組合消防本部広陵消防署	0745 - 55 - 4123
香芝警察署(地域課)	0745 - 71 - 0110
奈良地方気象台	0742 - 22 - 2555
自衛隊大久保駐屯地第4施設団	0774 - 44 - 0001

(2) 指定地方行政機関

名 称	連 絡 先
近畿農政局 奈良県拠点	0742 - 32 - 1870
近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所	0742 - 53 - 1500
近畿地方整備局 (防災室)	06 - 6942 - 1141

(3) 指定公共機関

名 称	連 絡 先
西日本電信電話株式会社 (NTT西日本奈良支店)	0742 - 21 - 4265
関西電力送配電株式会社 (奈良支社高田事業所)	0745 - 23 - 2107
大和高田郵便局	0745 - 52 - 3406
瀬南郵便局	0745 - 55 - 3450
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部 地域コミュニティ室奈良 (昼間)	0742 - 49 - 4850
北東部事業部 当直責任者 夜間・休日 (地震時)	072 - 966 - 5327
総合保安部 中央司令室 " (震災以外)	072 - 671 - 4291

(4) 指定地方公共機関

名 称	連 絡 先
近畿日本鉄道株式会社(大和八木駅)	0744 - 22 - 2305
" (王寺駅)	0745 - 72 - 2330
奈良交通株式会社(葛城営業所)	0745 - 63 - 2501

(5) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

名 称	連 絡 先
奈良県農業協同組合(広陵支店)	0745 - 55 - 0123
金融機関(南都銀行箸尾支店・馬見支店)	0745 - 57 - 0251 0745 - 55 - 3001
広陵町商工会	0745 - 55 - 3535

第 2 章 災害危険区域

資料 2-1 危険物施設・圧縮アセチレンガス等施設・液化石油ガス施設の 数

令和 4 年 1 月 21 日現在

区分		危険物施設	施設数	
危険物施設	貯蔵所	屋内貯蔵所	5	63
		屋内タンク貯蔵所	2	
		屋外タンク貯蔵所	9	
		地下タンク貯蔵所	14	
		移動タンク貯蔵所	9	
	取扱所	給油取扱所	12	
		自家用給油取扱所	3	
		一般取扱所	9	
		第一種販売取扱所	0	
圧縮アセチレンガス等施設		6		
液化石油ガス施設		74		

資料 2-2 国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）

河川名		区域	対象量 水標	水 位	関係土木 事務所
曾我川	左岸	北葛城郡広陵町字大場 129 番の 3 地先の県道小柳橋下流端から 大和川合流点まで	保 田	水防団待機水位 2.00 (指定水位)	高 田
	右岸			はん濫注意水位 3.00 (警戒水位)	
		避難判断水位 4.00			
		はん濫危険水位 5.20 (特別警戒水位)			
		計画高水位 5.94			

資料 2-3 奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）

河川名		区域	対象量 水標	水 位	関係土木 事務所
葛城川	左岸	御所市御所 } 端駈橋から 御所市蛇穴 } 曾我川合流点まで	広瀬	水防団待機水位 2.10 (通報水位)	高 田
	右岸			はん濫注意水位 2.50 (警戒レベル 2)	
		避難判断水位 2.50 (警戒レベル 3)			
		氾濫危険水位 3.50 (警戒レベル 4)			
		堤防天端水位 3.90 (警戒レベル 5)			
高田川	左岸	葛城市北花内 } 近鉄御所線鉄橋 " } から 曾我川合流点まで	磐築橋	水防団待機水位 1.80 (通報水位)	高 田
	右岸			はん濫注意水位 2.60 (警戒レベル 2)	
		避難判断水位 2.60 (警戒レベル 3)			
		氾濫危険水位 3.00 (警戒レベル 4)			
		堤防天端水位 3.80 (警戒レベル 5)			
曾我川	左岸	御所市戸毛 } 台橋から " } 県道小柳橋下端	西但馬	水防団待機水位 2.90 (通報水位)	高 田 中 和
				はん濫注意水位 3.80 (警戒レベル 2)	
		避難判断水位 5.30 (警戒レベル 3)			
		氾濫危険水位 6.00 (警戒レベル 4)			
		堤防天端水位 7.00 (警戒レベル 5)			

※ 避難指示等の発令判断の基準

避難判断水位・・・・・・高年齢者等避難

氾濫危険水位・・・・・・・・・・避難指示
堤防天端水位・・・・・・・・・・緊急安全確保

資料 2 - 4 河川観測所

河川名	観測所	対象区域
高田川	磐築橋	大塚、みささぎ台、安部、平尾、疋相、笠、赤部、斉音字、古寺、中、寺戸、南、弁財天、的場、萱野、沢
葛城川	広瀬	百済、南郷、広瀬、古寺、中、南、弁財天、的場、萱野、大場
曾我川	西但馬	百済、広瀬、大場、弁財天の一部、的場の一部

資料 2 - 5 県管理水防警報指定河川

河川名	左右岸	関係事務所	関係水防土木管理団体名	要水防区域		重要水防区域		特に重要な区域		予想される危険	対策法	摘要
				位置	延長(m)	位置	延長(m)	位置	延長(m)			
葛城川	左	高田中和	御所市 大和高田市 広陵町 三宅町	自 御所市御所 至 三宅町小柳	14,800	自 御所市御所 至 広陵町箸尾	13,500	自 御所市三室 至 " 東辻	1,200	護岸崩れ 漏水	木流し 土俵積	
								自 大和高田市 至 " 今里	3,900	"	"	
								自 広陵町百済 至 " 箸尾	2,500	護岸崩れ	木流し 張 筵	
	右	高田中和	御所市 大和高田市 広陵町 三宅町	自 御所市御所 至 三宅町小柳	14,800	自 御所市蛇穴 至 三宅町小柳	13,500		1,700	護岸崩れ 漏水	木流し 土俵積	
高田川	左	高田	大和高田市 広陵町 河合町	自 新庄町北花 内 至 河合町長楽	11,645	自 広陵町安部 至 広陵町三吉 (斉音寺)	33,000	自 広陵町安部 至 広陵町三吉 (斉音寺)	3,000	護岸崩れ 漏水	シート張 土俵積	
										護岸崩れ 漏水	シート張 土俵積	
高田川	右	高田	新庄町 大和高田市 広陵町 河合町	自 新庄町北花 内 至 河合町長楽	1,645	自 大和高田市 磯野 至 広陵町箸尾	8,000	自 御所市蛇穴 至 御所市北十三	1,600	護岸崩れ 漏水	木流し 土俵積	
								自 広陵町古寺 至 " 箸尾	2,600	護岸崩れ	木流し 土俵積	
曾我川	左	高田中和	御所市 高取町 橿原市 大和高田市 広陵町 田原本町	自 御所市戸毛 至 広陵町大場 (小柳橋)	19,696	自 橿原市観音 至 広陵町百済 (橋上橋)	9,900			護岸崩れ	木流し 土俵積	
				建設大臣管理区間の主要水防箇所については(1)①に参照								
曾我川	右	高田中和	御所市 高取町 橿原市 大和高田市 広陵町 田原本町 三宅町	自 御所市戸毛 至 三宅町小柳 (小柳橋)	19,696	自 橿原市 至 田原町大網 (橋上橋)	7,600			護岸崩れ 漏水	木流し 土俵積	
				建設大臣管理区間の主要水防箇所については(1)①に参照								

資料 2 - 6 国管理河川重要水防箇所

大和川河川事務所

図面 対象 番号	河川名	左右岸 の別	種 別	重要 度	地 先 名	距 離 杭	延 長 (m)	対象とする流量		対象とする 流量を現河 道に流した 時の水位 TP(m)	現堤 防高 TP(m)	計 画 堤 防 余裕高(m)	担当 出張所	備 考
26	曾我川	左	越水(溢 水)	A	広陵町大場	1.6K~1.8K	215	700	(1.8)	46.274	46.090	1.20	王 寺	
27	曾我川	左	越水(溢 水)	B	広陵町大場	1.8K~2.0K	215	700	(1.8)	46.427	46.500	1.20	王 寺	
122	曾我川	左	破堤後・ 旧川跡	○	広陵町大場	1.7K~1.9K	215	700	(1.8)	46.274	46.090	1.20	王 寺	旧 川 跡

資料 2 - 7 県管理河川重要水防箇所 水防警報河川

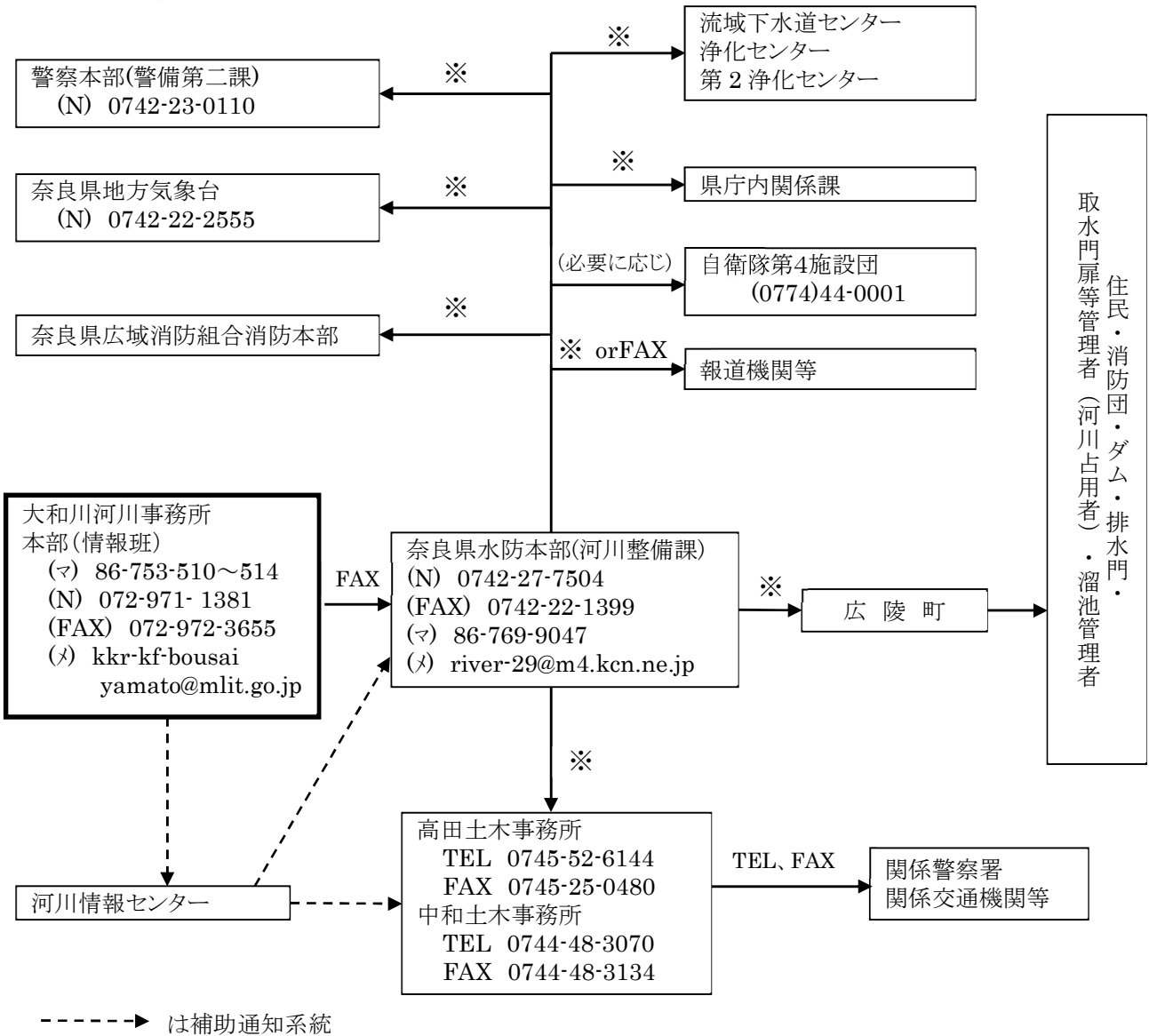
河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長 (m)		位置	延長 (m)		
葛城川	左	高田	大和高田市・広陵町	自：大和高田市奥田～ 至：曾我川合流点	10,100	漏水・家屋連たん				
	右	高田・中和	大和高田市・広陵町・橿原市	自：大和高田市大字今里川合方～ 至：曾我川合流点	10,100	堤防高・漏水・家屋連たん				
高田川	左	高田	大和高田市・広陵町	自：大和高田市磯野～ 至：広陵町大字沢	7,830	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	左	高田	河合町・広陵町	自：広陵町大字沢～ 至：河合町大字長楽	1,000	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	右	高田	大和高田市・広陵町	自：大和高田市磯野～ 至：広陵町・広陵町大字南	6730	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
	右	高田	広陵町	自：広陵町大字南～ 至：広陵町大字南	600	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり				
	右	高田	広陵町	自：広陵町大字南～ 至：広陵町大字萱野	500	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水・法崩れ・すべり				
	右	高田	河合町・広陵町	自：広陵町大字萱野～ 至：河合町大字長楽	1,000	堤防高・背後地・家屋連たん・漏水				
曾我川	左	高田・中和	橿原市・大和高田市	自：大和高田市大字松塚～ 至：広陵町大字百済	2,200	家屋連たん				
	左	高田・中和	広陵町・田原本町	自：広陵町大字百済～ 至：田原本町・広陵町界	1,150	家屋連たん・法崩れ・すべり・漏水				
	左	高田・中和	広陵町・田原本町	自：田原本町・広陵町界～ 至：三宅町大字但馬	2,200	家屋連たん・漏水				
	左	高田・中和	広陵町・三宅町	自：広陵町・三宅界～ 至：広陵町大場	2,446	家屋連たん				
	右	高田・中和	田原本町・広陵町	自：橿原市・広陵町境界～ 至：田原本町大字佐味	1,550	家屋連たん・法崩れ・すべり・漏水				
	右	高田・中和	広陵町・田原本町・三宅町	自：田原本町大字大綱～ 至：広陵町小柳	4,696	家屋連たん				

資料 2 - 8 県管理河川重要水防箇所 水防警報河川以外の河川

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別	記事
				位置	延長(m)		位置	延長(m)		
広瀬川	左	高田	広陵町	自:広陵町の場～ 至:葛城川合流点	800	家屋連たん				
	右	高田	広陵町	自:広陵町の場～ 至:葛城川合流点	800	家屋連たん				
土庫川	左	高田	大和高田市・ 広陵町	自:大和高田市今里町～ 至:葛城川合流点	4,220	堤防高・漏水・水衝・洗 掘・家屋連たん				
	右	高田	大和高田市・広陵町	自:大和高田市今里町～ 至:葛城川合流点	4,220	堤防高・漏水・水衝・洗 掘・家屋連たん				
尾張川	左	高田	広陵町・大和高田市	自:大和高田市神楽～ 至:広陵町平尾	900	家屋連たん				
	右	高田	広陵町・大和高田市	自:大和高田市神楽～ 至:広陵町平尾	900	家屋連たん				
	左	高田	広陵町	自:広陵町三吉～ 至:広陵町寺戸	2,600	家屋連たん	自:広陵町平尾～ 至:広陵町三吉	500	家屋連たん	
	右	高田	広陵町	自:広陵町三吉～ 至:広陵町寺戸	2,600	家屋連たん	自:広陵町平尾～ 至:広陵町三吉	500	家屋連たん	

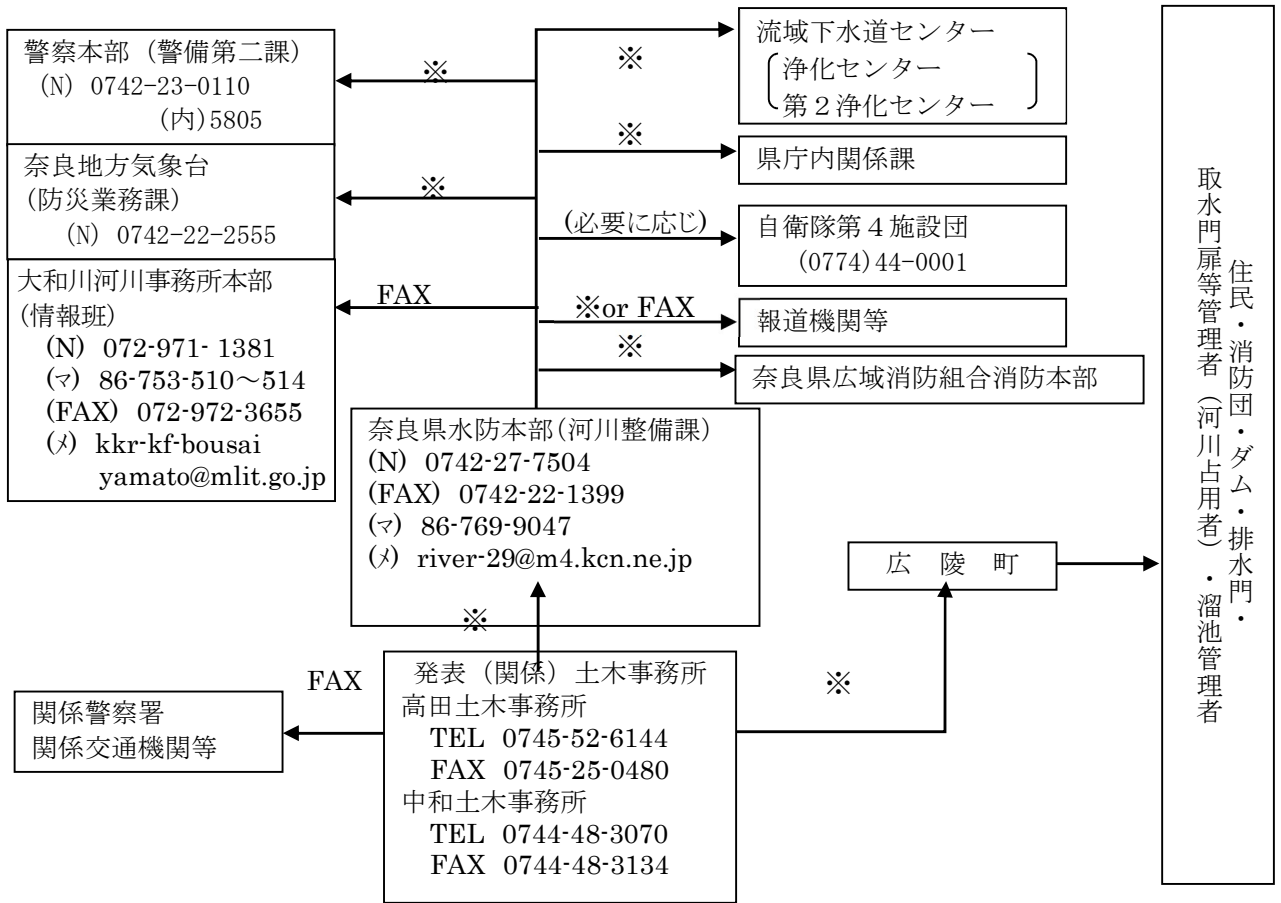
資料 2-9 大和川・曾我川・佐保川の水防警報の通知（国土交通大臣）

※：一斉通信システム



資料 2-10 大和川水系各河川の水防警報の通知（知事）

※:一斉通信システム



資料 2-11 防災重点ため池一覧(令和 2 年 5 月時点)

	ため池 名称	所在地	管 理 者名	所 有 者名 (池 敷 ぎ)	堤高 (m)	総貯水 量(m ³)	かん がい 受 益 面 積 (ha)	選 定 経 過	特定農業用 ため池	ハ ザ ード マップ	治水 利用
1	寺戸下池 てらどしもいけ	大 字 寺 戸 763	寺戸水 利組合	大蔵省	6.5	103,000		旧防災重 点ため池	特定農業用 ため池	作成済 み	
2	大野前池 おおのまえい け	大 字 大 野 93-1	箸 尾 ・ 大野土 地改良 区	箸尾土 地改良 区	6.0	45,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
3	沢新池 さわしんいけ	大 字 沢 789	沢水利 組合	広陵町 大字沢	6.4	30,500		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		○
4	安部大池 あべおおいけ	みささぎ 台 39	安部土 地改良 区	安部土 地改良 区		26,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
5	アシ池 あしいけ	大 字 三 吉 130	斎音寺 水利組 合	大字斎 音寺	5.1	24,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
6	赤部今池 あかべいまい け	大 字 三 吉 400-1	大字赤 部区	大字三 吉元赤 部	3.0	22,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
7	麦粉池 むぎこいけ	大 字 三 吉 742-1	大字赤 部区	大字三 吉元赤 部	3.6	10,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		○
8	千刈池 せんがりいけ	大 字 三 吉 175.176	大垣内 水利組 合	大垣内 共有地	4.2	7,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		○
9	おやす池 おやすいけ	大塚 554	大塚土 地改良 区	大塚土 地改良 区	3.6	6,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
10	沢後池 さわうしろい け	大 字 沢 655	沢水利 組合	沢共有 地	3.8	5,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
11	三吉上池 みつよしかみ いけ	大 字 三 吉 440	斎音寺 水利組 合	大字斎 音寺	4.5	5,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
12	西方寺池 さいほうじい け	大 字 疋 相 293- 1,2,3,4,5,6, 7	疋相水 利組合	広 陵 町、野 村 光 寛、吉 村義典	4.0	5,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
13	二丁川池 にちょうがわ いけ	大 字 平 尾 648-1	平尾土 地改良 区	平尾土 地改良 区	1.8	3,000		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
14	中ミヨ下池 なかみよしも いけ	大 字 三 吉 435	斎音寺 水利組 合	大字斎 音寺	1.7	800		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池		
15	バンガ池 ばんがいけ	大字平尾無 番地	西島ヒ ロム	不明	2.0	600		新防災重 点ため池	特定農業用 ため池以外		
16	笠池 かさいけ	大字笠 179- 1	笠実行 組合	瀧 井 登	3.0	23,703		今回追加 ため池	特定農業用 ため池		
17	疋相上池 ひきそかみい け	大 字 疋 相 343	広陵町	広陵町	4.7	2,227		今回追加 ため池	特定農業用 ため池以外		

	ため池 名称	所在地	管 理 者名	所 有 者名 (池 敷 き)	堤 高 (m)	総 貯 水 量(m3)	かん がい 受 益 面 積 (ha)	選 定 経 過	特定農業用 ため池	ハ ザ ード マ ッ プ	治 水 利 用
18	安部池 あべいけ	みささぎ台 48	安部土 地改良 区	安部土 地改良 区	不明	13,774		今回追加 ため池	特定農業用 ため池		

第3章 通信・応援関係

資料3-1 奈良県震度情報ネットワークシステムの震度観測地点

震度観測点 名称	観測点所在地	北緯			東経		
		度	分	秒	度	分	秒
広陵町南郷	広陵町大字南郷 583-1(広陵町役場敷地内)	34	32	34	135	45	4

資料3-2 災害時における広報

1 洪水

例文 高齢者等避難開始

15秒サイレン吹鳴 警戒放送 こちらは広陵町です。
 現在、〇〇川が増水し〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
 お年寄りや、障がいのある人、子供さんなどは、安全な場所へ早めに避難してください。
 地域のご支援をお願いします。
 くりかえし、お知らせします。(・・・・・・・・)

例文 避難の指示

15秒サイレン 2回吹鳴 緊急放送・緊急放送 こちらは広陵町です。
 現在、〇〇川の〇〇地区付近で、はん濫するおそれが高まってきました。
 〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
 危険な場所から避難をしてください。
 くりかえし、お知らせします。(・・・・・・・・)

例文 緊急安全確保

30秒サイレン 3回吹鳴 緊急放送・緊急放送 こちらは広陵町です。
 〇〇川の〇〇地区付近で、堤防を越えはん濫が発生しています。(河川はん濫が切迫しています。)
 〇〇地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
 自宅の浸水しにくい高い場所に、移動してください。
 くりかえし、お知らせします。(・・・・・・・・)

2 地震

例文 震度5強程度

ただ今、地震がありました。（又はただ今、大きな地震がありました。）
みなさん、落ち着いて行動しましょう。
まず、火の元を始末してください。
あわてて、外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけて下さい。
もう一度、火の元をたしかめましょう。
くりかえし、お知らせします。（・・・・・・・・）

例文 震度6弱程度

ただ今、大変大きな地震がありました。
みなさん、落ち着いて行動しましょう。
まず、火の元を始末してください。
あわてて、外へ飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけて下さい。
テレビやラジオ及び町からの情報に注意して、デマなどにまどわされないでください。
もう一度、火の元をたしかめましょう。
くりかえし、お知らせします。（・・・・・・・・）

3 被害の状況

これまでに分かりました被害の状況をお知らせいたします。
亡くなった方及び重傷の方は、○人です。そのうちわけは、○○地区で○人、△△地区で○人です。
半壊または全壊した家屋は○棟です。そのうちわけは、○○地区で○棟、△△地区で○棟です。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえし、お知らせします。（・・・・・・・・）

これまでに分かりました被害の状況をお知らせいたします。
現在町内の電気、ガス、水道は、すべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやれるよう、地域の人達とともに準備して下さい。
復旧には、何日もかかることが予想されます。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえし、お知らせします。（・・・・・・・・）

道路交通情報をお知らせいたします。
現在、町内のすべての道路（又は○○・△地点）は、通行規制（又は損壊・事故等）のため、一般車両の通行が禁止されています。自動車の使用は、しばらくやめて下さい。
現在通行中のドライバーの皆さんは、ラジオの情報及び現場の警察官の指示に従って下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
くりかえし、お知らせします。（・・・・・・・・）

資料 3 - 3 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

名 称	所 在 地	地 図 (1/5 万)	座 標	面 積 (m ²)	標高 (m)	庁舎との 距離 (m)	水 利 状 況		ヘリ利用可能状況			
							種 類	容 量・能 力	OH6 離着陸	UH1		消火剤吊上 の場合の 条件等
										離着陸	消化剤 吊上	
広陵健民運動場	広陵町古寺	桜 井	697219	11,000	48	600	河川	葛城川	◎2機	◎1機	○1機	東西のみ可能
広陵中学校	〃 笠	〃		13,000	47	1,000	プール 河川	375m ³ 高田川	◎2機	◎1機	×	
第二浄化センター	〃 萱野 533	〃	691259	14,400		3,500	貯水槽	浄化センターの 放流水	◎6機	◎4機		

資料 3 - 4 消防防災ヘリコプター飛行場外離着陸場

平成 20 年 8 月 1 日現在

名 称	所 在 地	電話番号	広 さ	北 緯	東 経
広陵健民運動場	北葛城郡広陵町古寺 163 番地 1		10,977 m ²	34° 32' 41"	135° 45' 22"
奈良県第二浄化センター	北葛城郡広陵町萱野 460 番地	0745 - 55 - 6011	14,400 m ²	34° 34' 29"	135° 45' 07"
広陵中学校	北葛城郡広陵町大字笠 355 番地	0745 - 55 - 2243	12,205 m ²	34° 33' 03"	135° 44' 52"
時計台公園	北葛城郡広陵町三吉・疋相		4,954 m ²	34° 32' 45"	135° 44' 30"
竹取公園	北葛城郡広陵町三吉 391 番地 1	0745 - 55 - 6040	45,000 m ²	34° 33' 16"	135° 44' 07"
真美ヶ丘中学校	北葛城郡広陵町馬見中 2 丁目 17 番 32 号	0745 - 55 - 0672	18,630 m ²	34° 32' 56"	135° 43' 40"

資料 3 - 5 町内医療機関

施設名	所在地	電話番号	診療科目
石井 医院	萱野 677 番地 1	0745-56-2030	内科・小児科・放射線科 ・リハビリテーション科
いまづ小児科	馬見中 5 丁目 6 番 37 号	0745-54-6811	小児科
岡本クリニック	三吉 542 番地 2	0745-54-0001	泌尿器科・皮膚科・内科
近藤クリニック 真美ヶ丘 腎センター	馬見北 6 丁目 1 番 8 号	0745-55-7222	人工透析・内科・皮膚科・泌尿器科
		0120-557-422	
杉原 内科	三吉 70 番地 2	0745-55-1585	内科・胃腸科・レントゲン科
高谷 医院	大塚 728 番地 2	0745-55-0432	内科・理学診療科
竹村 医院	百済 1327 番地	0745-55-2373	内科・小児科
塚本 整形 外科 醫院	みささぎ台 24 番 2 号	0745-54-6166	整形外科・リハビリテーション科 ・リウマチ科
中堀 医院	的場 94 番地 1	0745-56-2262	内科・小児科・循環器科
藤井 整形 外科	馬見中 2 丁目 11 番 16 号	0745-55-8656	整形外科・外科・リウマチ科 ・リハビリテーション科
まえのその 医院	馬見北 8 丁目 7 番 8 号	0745-54-1020	整形外科・リウマチ科 ・リハビリテーション科
松田 内科 医院	大塚 52 番地 2	0745-54-2831	内科・消化器科・小児科 ・リハビリテーション科・放射線科
真美ヶ丘 クリニック	馬見北 2 丁目 6 番 14 号	0745-55-7381	内科・小児科・婦人科・胃腸科・リ ハビリテーション科
安川クリニック	馬見中 5 丁目 1 番 12 号	0745-54-5885	整形外科・内科・リウマチ科 ・リハビリテーション科
山下 内科 医院	馬見中 2 丁目 6 番 14 号	0745-55-8221	内科・小児科・循環器科
岡部 歯科 医院	馬見北 9 丁目 9 番 18 号	0745-54-6789	歯科・小児歯科・矯正
木村 歯科 医院	疋相 62 番地 4	0745-55-6246	歯科・小児歯科・矯正
こむら 歯科 医院	馬見北 6 丁目 11 番 16 号	0745-55-8241	歯科・小児歯科
白井 歯科 診療所	中 169 番地	0745-56-2108	歯科・小児歯科
中西 歯 科	寺戸 11 番地 2	0745-56-3543	歯科
長谷川 歯 科 医院	南郷 657 番地	0745-55-3222	歯科
本間 歯 科	馬見中 1 丁目 3 番 4 号	0745-55-5858	歯科・小児歯科・矯正
民上 歯 科 医院	疋相 121 番地 10	0745-55-1324	歯科
よしお 歯 科 医 院	馬見中 2 丁目 16 番 35 号	0745-54-3711	歯科・小児歯科・歯科口腔外科
心友 助産 院	三吉 260 番地 3	0745-55-8700	妊婦健診、正常分娩、母乳育児相談
いけなか 内科 クリニック	安部 236 番地 1-3	0745-54-1113	内科・消化器内科

施設名	所在地	電話番号	診療科目
バンビ歯科	馬見南1丁目6番26号	0745-54-1182	歯科
おおひがしクリニック	南郷676番地1	0745-44-3033	内科、外科、胃腸内科、肛門外科
まみがおか内科	馬見南1丁目6番20号	0745-54-0715	内科、消化器内科、肝臓内科、糖尿病内科
ゆかわ眼科クリニック	安部236-1-1	0745-54-3300	眼科一般、小児眼科、緑内障診療、レーザー治療
あおのスマイル歯科	馬見中2丁目15番32号	0745-55-6677	歯科、小児歯科、矯正
しんみょう歯科クリニック	安部236-1-2	0745-55-6363	一般歯科、小児歯科、口腔外科
田村歯科医院	三吉306番地8	0745-55-8020	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
土居歯科医院	みささぎ台37番10	0745-54-0418	歯科、小児歯科
松本歯科クリニック	大塚59番地1	0745-54-5064	歯科、歯科口腔外科、小児歯科、矯正

資料：広陵町

資料3-6 町内動物病院

事業所名	住所	電話
さかなか動物病院	馬見北4-12-12	0745-55-7109
村上獣医科医院	みささぎ台6-19	0745-55-5355
あすか動物病院	馬見中1-2-5	0745-54-5050

資料3-7 災害拠点病院（中和保健医療圏）

区分	病院名	住所	電話
基幹災害拠点病院	県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	0744-22-3051
地域災害拠点病院	大和高田市立病院	大和高田市磯野1	0745-53-2901

資料3-8 薬品類等調達先

種別	店舗名	住所	電話
薬局	ジップドラッグ東洋	広陵町平尾706-1	0745-54-3140
薬局	マツモトキヨシ真美ヶ丘店	〃 馬見中4-1 エコルマミ北館1F	0745-55-6700
薬局	鈴木薬局	〃 馬見北2-3-18	0745-55-5512
薬局	コーヨー薬局	〃 馬見中4-1 エコルマミ北館1F	0745-55-7609
薬局	薬局木のうたスーパードラッグ真美ヶ丘店	〃 馬見中1-8-6	0745-54-5256
薬局	岡橋武彦	〃 百済1203	0745-55-3382
薬局	イズミヤ薬局	〃 安部236-1-4	0745-54-2220
一般	成光漢方チェーン	〃 大字大塚739	0745-55-0044

一般	異薬品	〃 安部 586	0745-55-2139
一般	コーヨー薬店	〃 馬見中 4-1 エコルマミ北館 1F	0745-55-7609
薬種商	ヘルシーショップ佑希	〃 南 30-1	0745-56-4840
卸売一般	株式会社コーエー商会	〃 大字大塚 611-1	0745-55-0044
卸売一般	有限会社仙客葆光	〃 大字大塚 730-3	0745-54-2220
薬局	スギ薬局真美ヶ丘店	〃 馬見南 1-6-20	0745-43-9508

資料 3 - 9 給油取扱所施設

単位：ℓ

施設名	設置場所	第1 石油類	第2 石油類	第3 石油類	第4 石油類
(株) 荒市商店 (セルフ)	広陵町平尾 696 番地 1	40,000	20,000	2,000	2,000
アサダ礦油店	広陵町百済 1715 番地 2	10,600	10,600	1,800	
(株) 香両	広陵町平尾 623 番地 2	12,600	14,400		
大西石油	広陵町寺戸 283 番地 1	30,000	10,000	2,000	1,900
ベストバリューエネルギー 真美ヶ丘店	広陵町馬見中 5 丁目 6 番 14 号	40,000	30,000	2,000	2,200
岸上石油 (株)	広陵町寺戸 17 番地 1	30,000	20,000	2,000	2,000

施 設 名	設 置 場 所	第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類
広陵町大塚 SS (セル)	広陵町大塚 904 番地	62,000	34,000	2,000	1,800
コスモ石油 (株) セルフピュア広陵南店 (セルフ)	広陵町大塚 910 番地 1	50,000	30,000	0	0
ENEOS 竹取 SS	広陵町笠 338-6	50,000	30,000		
伊藤忠エネクス (株) 広陵町 CS (セルフ)	広陵町大塚 906 番地 1	50,000	20,000	1,950	1,800
JASS-PORT 広陵 (セルフ)	広陵町笠 174 番地 1, 175 番地 1	96,000	48,000		
ENEOS 真美ヶ丘 SS	広陵町馬見北 8 丁目 5 番 3 号	60,000	36,000		

第4章 避難関係

資料4-1 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な 現象の種類				想定 収容 人数
				洪水	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	
1	広陵西小学校	広陵町平尾542	55-2388	○	○	○	○	370
2	広陵東小学校	広陵町百済 1625-1	55-2564		○	○		446
3	広陵北小学校	広陵町弁財天 303	56-2062		○	○		300
4	真美ヶ丘第一小学校	広陵町馬見南 2-1-30	55-2764	○	○	○	○	440
5	真美ヶ丘第二小学校	広陵町馬見北 7-1-32	55-6230	○	○	○	○	523
6	グリーンパレス	広陵町笠 168	55-5755	○	○	○	○	1,692
7	はしお元気村	広陵町弁財天 295-3	57-3232		○	○		1,143
8	大和広陵高等学校	広陵町の場 401	57-0300		○	○		763
9	広陵中学校	広陵町笠 355	55-2243		○	○		516
10	真美ヶ丘中学校	広陵町馬見中 2-17-32	55-0672	○	○	○	○	930
11	広陵西体育館	広陵町馬見南 3-9-15	55-2457	○	○	○	○	356
12	広陵東体育館	広陵町百済 1801-1	55-2451		○	○		356
13	広陵北体育館	広陵町大野 546-1	57-0493		○	○		356
14	真美ヶ丘体育館	広陵町馬見北 5-13-18	55-7962	○	○	○	○	356
15	広陵中央体育館	広陵町笠 350-1	55-4414		○	○		767
16	広陵中央公民館	広陵町笠 382-1	55-1181		○	○		300
17	総合保健福祉会館	広陵町笠 161-2	55-4010	○	○	○	○	3,926
18	図書館	広陵町三吉 396-1	55-4946	○	○	○	○	1,760
19	広陵運動公園	広陵町古寺・百済地内	55-1001		○	○		4,217
20	広陵第1号近隣公園	広陵町三吉・疋相地内	55-1001	○	○	○	○	2,317
21	見立山公園	広陵町馬見中1丁目地内		○	○	○	○	4,933
22	横峯公園	広陵町馬見北6丁目地内		○	○	○	○	4,733
23	西谷公園	広陵町馬見南2丁目地内		○	○	○	○	3,533
24	百済寺公園	広陵町百済地内			○	○		667
25	竹取公園	広陵町三吉地内		○	○	○	○	7,500
26	2号児童公園	広陵町馬見北4丁目地内		○	○	○	○	1,467
27	3号児童公園	広陵町馬見北9丁目地内		○	○	○	○	2,000
28	4号児童公園	広陵町馬見北3丁目地内		○	○	○	○	400
29	5号児童公園	広陵町馬見北1丁目地内		○	○	○	○	583
30	6号児童公園	広陵町馬見北2丁目地内	○	○	○	○	400	
31	7号児童公園	広陵町馬見中5丁目地内	55-1001	○	○	○	○	567
32	8号児童公園	広陵町馬見南1丁目地内		○	○	○	○	417
33	9号児童公園	広陵町馬見南3丁目地内		○	○	○	○	1,167
34	みささぎ公園	広陵町みささぎ台22番地内		○	○	○	○	1,033
35	黒石公園	広陵町みささぎ台33番地内		○	○	○	○	667
36	牧野史跡公園	広陵町馬見北8丁目地内		○	○	○	○	1,683
37	大福寺児童公園	広陵町の場地内			○	○		217
38	広陵交通公園	広陵町古寺地内			○	○		917

NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な 現象の種類				想定 収容 人数
				洪水	地震	大規模な 火事	内水 氾濫	
39	石ヶ谷古墳公園	広陵町馬見北7丁目地内		○	○	○	○	367
40	馬見南緑地	広陵町馬見南1丁目地内		○	○	○	○	533
41	新山緑地	広陵町みささぎ台8番地内		○	○	○	○	367
42	東部農村広場	広陵町広瀬796			○	○		582
43	東部地区農業研修センター	広陵町広瀬1239			○	○		124
44	エコセンター芝生広場	広陵町馬見南3丁目地内		○	○	○	○	1,405

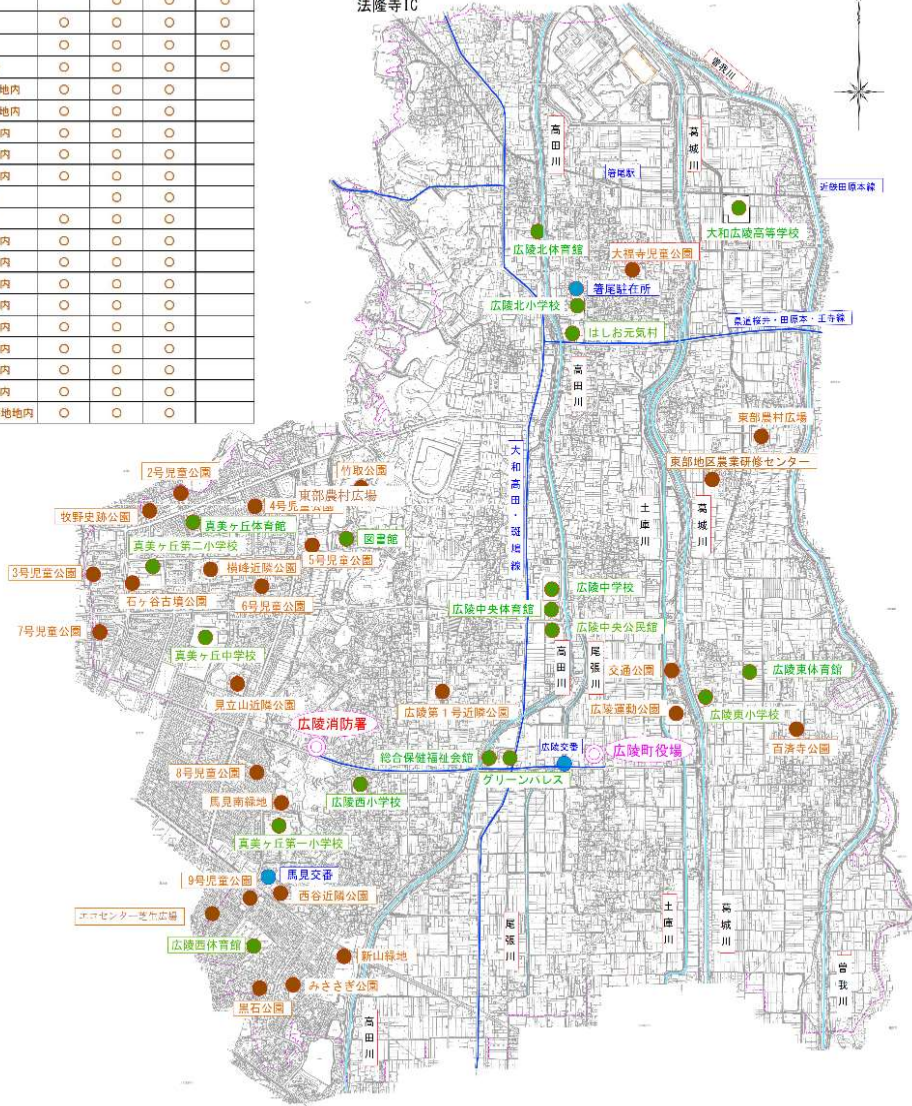
地震・洪水指定緊急避難場所

指定緊急避難場所					
名称	所在地	洪水	地震	火事	耐震評価
1 広陵西小学校	広陵町大字平尾542	○	○	○	○
2 広陵東小学校	広陵町大字百済1625-1	○	○	○	○
3 広陵北小学校	広陵町大字弁財天303	○	○	○	○
4 真美ヶ丘第一小学校	広陵町馬見南2-1-30	○	○	○	○
5 真美ヶ丘第二小学校	広陵町馬見北7-1-32	○	○	○	○
6 グリーンパレス	広陵町大字笠168	○	○	○	○
7 はしお元氣村	広陵町大字弁財天295-3	○	○	○	○
8 大和広陵高等学校	広陵町大字の場401	○	○	○	○
9 広陵中学校	広陵町大字笠355	○	○	○	○
10 真美ヶ丘中学校	広陵町大字笠2-17-32	○	○	○	○
11 広陵西体育館	広陵町馬見南3-9-15	○	○	○	○
12 広陵東体育館	広陵町大字百済1801-1	○	○	○	○
13 広陵北体育館	広陵町大字大野546-1	○	○	○	○
14 真美ヶ丘体育館	広陵町馬見北5-13-18	○	○	○	○
15 広陵中央体育館	広陵町大字笠350-1	○	○	○	○
16 広陵中央公民館	広陵町大字笠382-1	○	○	○	○
17 総合保健福祉会館	広陵町大字笠161-2	○	○	○	○
18 図書館	広陵町大字三吉396-1	○	○	○	○
19 広陵運動公園	広陵町大字古寺・百済地内	○	○	○	○
20 広陵第1号近隣公園	広陵町大字三吉・花畑地内	○	○	○	○
21 見立山近隣公園	広陵町馬見中1丁目地内	○	○	○	○
22 横峰近隣公園	広陵町馬見北6丁目地内	○	○	○	○
23 西谷近隣公園	広陵町馬見南2丁目地内	○	○	○	○
24 百済寺公園	広陵町大字百済地内	○	○	○	○
25 竹取公園	広陵町大字三吉地内	○	○	○	○
26 2号児童公園	広陵町馬見北4丁目地内	○	○	○	○
27 3号児童公園	広陵町馬見北9丁目地内	○	○	○	○
28 4号児童公園	広陵町馬見北3丁目地内	○	○	○	○
29 5号児童公園	広陵町馬見北1丁目地内	○	○	○	○
30 6号児童公園	広陵町馬見北2丁目地内	○	○	○	○
31 7号児童公園	広陵町馬見中6丁目地内	○	○	○	○
32 8号児童公園	広陵町馬見南1丁目地内	○	○	○	○
33 9号児童公園	広陵町馬見南3丁目地内	○	○	○	○
34 みさき公園	広陵町みさき台2番地内	○	○	○	○

指定緊急避難場所					
名称	所在地	洪水	地震	火事	耐震評価
35 黒石公園	広陵町みさき台33番地内	○	○	○	○
36 牧野史跡公園	広陵町馬見北8丁目地内	○	○	○	○
37 大福寺街区公園	広陵町大字の場地内	○	○	○	○
38 交通公園	広陵町大字古寺地内	○	○	○	○
39 石ヶ谷古墳公園	広陵町馬見北7丁目地内	○	○	○	○
40 馬見南緑地	広陵町馬見南1丁目地内	○	○	○	○
41 新山緑地	広陵町みさき台8番地内	○	○	○	○
42 東部農村広場	広陵町大字広瀬796	○	○	○	○
43 東徳地区農業研修センター	広陵町大字広瀬1239	○	○	○	○
44 ココセンター芝生広場	広陵町馬見南3丁目地内	○	○	○	○

至 西名阪道

法隆寺IC



指定避難所					
施設名称	所在地	電話番号(0745)	施設名称	所在地	電話番号(0745)
広陵西小学校	大字平尾542	55-2388	真美ヶ丘中学校	馬見中2-17-32	55-0672
広陵東小学校	大字百済1625-1	55-2564	広陵東体育館	大字百済1801-1	55-2457
広陵北小学校	大字弁財天303	55-2062	広陵北体育館	大字大野546-1	55-2451
真美ヶ丘第一小学校	馬見南2-1-30	55-2764	真美ヶ丘体育館	馬見北5-13-18	55-7962
真美ヶ丘第二小学校	馬見北7-1-32	55-6230	広陵中央体育館	大字笠350-1	55-4414
グリーンパレス	大字笠168	55-5755	広陵中央公民館	大字笠382-1	55-1181
はしお元氣村	大字弁財天295-3	57-3232	総合保健福祉会館	大字笠161-2	55-4010
大和広陵高等学校	大字の場401	57-0300	図書館	大字三吉396-1	55-4946
広陵中学校	大字笠355	55-2243			

資料 4 - 2 指定避難所

指定一般避難所

NO	名称(施設名)	住所	管理担当連絡先	想定収容人数
1	広陵西小学校	広陵町平尾 542	0745-55-2388	370
2	広陵東小学校	広陵町百済 1625-1	0745-55-2564	446
3	広陵北小学校	広陵町弁財天 303	0745-56-2062	300
4	真美ヶ丘第一小学校	広陵町馬見南 2-1-30	0745-55-2764	440
5	真美ヶ丘第二小学校	広陵町馬見北 7-1-32	0745-55-6230	523
6	グリーンパレス	広陵町笠 168	0745-55-5755	1,692
7	はしお元気村	広陵町弁財天 295-3	0745-57-3232	1,143
8	大和広陵高等学校	広陵町の場 401	0745-57-0300	763
9	広陵中学校	広陵町笠 355	0745-55-2243	516
10	真美ヶ丘中学校	広陵町馬見中 2-17-32	0745-55-0672	930
11	広陵西体育館	広陵町馬見南 3-9-15	0745-55-2457	356
12	広陵東体育館	広陵町百済 1801-1	0745-55-2451	356
13	広陵北体育館	広陵町大野 546-1	0745-57-0493	356
14	真美ヶ丘体育館	広陵町馬見北 5-13-18	0745-55-7962	356
15	広陵中央体育館	広陵町笠 350-1	0745-55-4414	767
16	広陵中央公民館	広陵町笠 382-1	0745-55-1181	300
17	総合保健福祉会館	広陵町笠 161-2	0745-55-4010	3,926
18	図書館	広陵町三吉 396-1	0745-55-4946	1,760
収容総数				15,300

※収容人数は、面積の半分に対して一人当たり 3 m²として算出

(仮設テント、トイレ、炊き出し、物資等の場所等を顧慮し、面積の半分とした。)

福祉避難所

NO	名称(施設名)	住所	受入対象者	管理担当連絡先	想定収容人数
1	広陵西小学校	広陵町平尾 542	要配慮者	0745-55-2388	10
2	広陵北小学校	広陵町弁財天 303	要配慮者	0745-56-2062	10
3	広陵東小学校	広陵町百済 1625-1	要配慮者	0745-56-2564	10
4	真美ヶ丘第一小学校	広陵町馬見南 2-1-30	要配慮者	0745-55-2764	10
5	真美ヶ丘第二小学校	広陵町馬見北 7-1-32	要配慮者	0745-55-6230	10
6	広陵中学校	広陵町笠 355	要配慮者	0745-55-2243	20
7	真美ヶ丘中学校	広陵町馬見中 2-17-32	要配慮者	0745-55-0672	20
8	グリーンパレス	広陵町笠 168	要配慮者	0745-55-5755	20
9	総合保健福祉会館	広陵町笠 161-2	要配慮者	0745-55-4010	20
収容総数					130

資料 4 - 3 福祉関連施設

(1) 施設・通所事業所

令和 4 年 11 月 1 日現在

施設名	所在地	電話番号	サービス種別	浸水有無
広陵町老人福祉センター	広陵町笠 161-2	55-8300	老人福祉センター	無
大和園	広陵町三吉 169	55-5383	特別養護老人ホーム	無
大和園広場	広陵町三吉 166	55-5383	養護老人ホーム	無
大和園デイサービスセンター 広陵温泉	広陵町三吉 173-1	55-1126	通所介護	有
大和園ちあふる	広陵町安部 450-1	55-0350	通所介護	無
ぬくもり広陵	広陵町馬見北 5-13-11	54-2077	介護老人保健施設	無
エリシオン真美ヶ丘	広陵町馬見南 4-1-19	54-3540	有料老人ホーム	無
エリシオン真美ヶ丘 アネックス	広陵町馬見南 4-1-18	43-5830	有料老人ホーム	無
グリーンプラザ南郷	広陵町南郷 84-1	55-9039	ケアハウス	有
おきなのだ	広陵町南郷 84-1	55-5551	居宅介護支援事業所	有
翁のだ	広陵町南郷 84-1	55-5551	老人デイサービス	有
かぐやの里	広陵町三吉 1799-1	58-2223	介護老人保健施設	無
ほっこり庵広陵	広陵町平尾 709-7	54-5558	有料老人ホーム	有
青垣園福祉ホーム	広陵町南郷 104	53-2525	障がい者支援施設	有
煌めき	広陵町南郷 417-1	44-8880	グループホーム	有
リハビリ処 FreeStyle	広陵町南郷 417-1	49-0031	通所介護	有
ふれあい広陵	広陵町三吉 28-1	54-1235	グループホーム	有
ひまわり学園真美ヶ丘自立訓練校	広陵町南郷 653-4	55-3142	生活介護	有
ニチイカセンター広陵	広陵町笠 343-1	54-1225	通所介護	有
リバティほっかつ広陵町すみれ作業所	広陵町南郷 344-1	60-5927	生活介護	有
デイサービス こもれび	広陵町沢 396-1	58-2883	通所介護	無
リハプライド広陵	広陵町大塚 509-1	43-7603	通所介護	無
リハビリデイサービスいきいき広陵	広陵町沢 506-1	27-5838	通所介護	無
デイサービス真美ヶ丘	広陵町馬見北 3-12-11	55-7411	通所介護	無
デイサービスセンター ポシブルはしお	広陵町的場 144-3	44-3023	通所介護	有
リハビリデイサービスUT広陵	広陵町笠 161-2	43-7570	通所介護	無

(2) 幼稚園・保育園

施設名	所在地	電話番号	施設種類	浸水有無
広陵西幼稚園	広陵町三吉 24	55-0487	幼稚園	
広陵西第二幼稚園	広陵町平尾 512	55-3182	幼稚園	
広陵東小学校附属幼稚園	広陵町百済 1831-1	55-3929	幼稚園	
真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園	広陵町馬見南 2-1-30	55-2874	幼稚園	
真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園	広陵町馬見北 7-1-32	55-6240	幼稚園	
広陵西保育園	広陵町馬見南 3-9-8	55-1987	保育所	
広陵南保育園	広陵町大字南郷 1150	55-2095	保育所	
真美北保育園	広陵町馬見北 5-13-3	55-7088	保育所	
広陵北かぐやこども園	広陵町弁財天 297-2	58-2030	こども園	

資料 4 - 4 警察

施設名	電話番号
香芝警察署	0745 - 71 - 0110
広陵交番	0745 - 55 - 2754
馬見交番	0745 - 55 - 4491
箸尾駐在所	0745 - 56 - 2149

資料 4 - 5 郵便局

施設名	電話番号
大和高田郵便局	0745 - 22 - 7500
疋相郵便局	0745 - 55 - 3452
箸尾郵便局	0745 - 56 - 5935
瀬南郵便局	0745 - 55 - 3450
古寺簡易郵便局	0745 - 57 - 0445
百済簡易郵便局	0745 - 55 - 3451
大塚簡易郵便局	0745 - 55 - 0113
真美ヶ丘北郵便局	0745 - 55 - 3451
真美ヶ丘南郵便局	0745 - 55 - 8246

資料 4 - 6 避難確保計画の策定が必要な要配慮者施設

(令和3年12月1日現在)

	種別	種別毎の類型	施設名称	所在地	収容定員(人)	入所	通所
1	高齢	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームおきなの杜	広陵町南郷 87	50	○	
2	高齢	介護老人保健施設	介護老人保健施設かぐやの里	広陵町三吉 1799-1	80	○	
3	高齢	軽費老人ホーム (ケアハウス)	グリーンプラザ南郷	広陵町南郷 84-1	50	○	
4	高齢	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム煌めき	広陵町南郷 417-1	18	○	
5	高齢	短期入所生活介護	ショートステイおきなの杜	広陵町南郷 87	10	○	
6	高齢	通所介護	老人デイサービス翁の杜	広陵町南郷 87	20		○
7	高齢	通所介護	社会福祉法人功有会大和園 デイサービスセンター広陵温泉	広陵町三吉 173-1	70		○
8	高齢	通所介護	ニチイケアセンター広陵	広陵町笠 343-1	30		○
9	高齢	通所リハビリテーション	通所リハビリテーション かぐやの里	広陵町三吉 1799-1	30		○
10	高齢	通所介護	株式会社宝夢リハビリ処 FreeStyle	広陵町南郷 417-4	20		○
11	高齢	老人デイサービス	デイサービスセンターポシブル はしお	広陵町的場 144-3	55		○
12	高齢	老人デイサービス	デイサービスセンター一真寺	広陵町古寺 375	10		○
13	障害	共同生活援助	特定非営利活動法人ひなた ケアホームカラフル	広陵町南郷 225-1	7	○	
14	障害	共同生活援助	特定非営利活動法人リバティー ほっかつグループホームスマイル	広陵町三吉 235-1	10	○	
15	障害	共同生活援助	特定非営利活動法人リバティー ほっかつ第二スマイル	広陵町南郷 1181	9	○	
16	障害	就労継続支援(B型)	ひまわり学園真美ヶ丘自立訓練 校	広陵町南郷 653-4	15		○
17	障害	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人リバティー ほっかつ広陵町すみれ作業所	広陵町中 123-5	10		○
18	障害	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人リバティー ほっかつ広陵町第2すみれ作業 所	広陵町南郷 344-1	10		○
19	障害	生活介護	社会福祉法人在友会ふらっぷ	広陵町中 127-1	20		○

	種別	種別毎の類型	施設名称	所在地	収容定員(人)	入所	通所
20	障害	放課後等デイサービス	デイサービスセンターポニーの里	広陵町広瀬 975-3	10		○
21	障害	障害者福祉サービス	もりの実事業所	広陵町寺戸 47	12		○
22	障害	就労継続支援(B型)	夢スペースかぐや	広陵町中 256	20		○
23	児童	放課後児童健全育成事業実施施設	くすのきクラブ	広陵町弁財天 303	70		○
24	児童	放課後児童健全育成事業実施施設	くすのきクラブ2	広陵町弁財天 297-2	20		○
25	児童	保育所	広陵南保育園	広陵町南郷 1150	60		○
26	児童	保育所	広陵北かぐやこども園	広陵町弁財天 297-2	100		○
27	児童	保育所	常葉保育園	広陵町百済 1779-3	60		○
28	生徒	学校	大和広陵高等学校	広陵町の場 401	600		○
29	生徒	学校	広陵中学校	広陵町笠 355	700		○
30	生徒	学校	広陵北小学校	広陵町弁財天 303	650		○

- 収容定員は概算。

第5章 その他

資料5-1 指定文化財

(1) 国指定文化財

種 別	名 称 等	所 在 地	指定年月日
重要文化財 (建造物)	百濟寺三重塔 一基	広陵町大字百濟	明治 39. 4. 14
	鎌倉時代後期	百濟寺	
重要文化財 (工芸品)	刀 無銘 (吉岡一文字) 一口	広陵町馬見北 4丁目	昭和 32. 2. 19
	鎌倉時代		
重要文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像 一躯	広陵町大字広瀬	平成 17. 6. 9
	附 木造十一面観音立像 (鞆仏) 一躯	与楽寺	
	鞆仏内納入品 一括		
特別史跡	巢山古墳 一基	広陵町大字三吉	昭和 27. 3. 29
	古墳時代中期		平成 元. 1. 9
史 跡	乙女山古墳 一基	広陵町大字寺戸	昭和 31. 11. 7
	古墳時代中期		
史 跡	牧野古墳 一基	広陵町馬見北 8丁目	昭和 32. 6. 19
	古墳時代後期		

(2) 奈良県指定文化財

種 別	名 称 等	所 在 地	指定年月日
有形文化財 (建造物)	教行寺本堂、対面所・書院 二棟	広陵町大字萱野	平成 19. 3. 30
	附 教行寺境内図	教行寺	
	江戸時代		
有形文化財 (絵画)	板絵着色両界曼荼羅図 二面	広陵町大字の場	昭和 61. 3. 18
	室町時代	大福寺	
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像 一躯	広陵町大字の場	昭和 42. 11. 25
	難陀竜王像 一躯	大福寺	
	雨宝童子像 一躯		
	室町時代		
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫伝弥勒菩薩座像 一躯	広陵町大字南郷	昭和 54. 3. 24
	平安時代		
有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像 一躯	広陵町大字古寺	平成 6. 3. 25
	平安時代	正楽寺	
有形文化財 (彫刻)	木造弘法大師座像 一躯	広陵町大字広瀬	平成 7. 3. 22
	室町時代	与楽寺	
史 跡	三吉石塚古墳 一基	広陵町大字三吉	平成 4. 3. 6
	古墳時代中期		

(3) 広陵町指定文化財

種 別	名 称 等	所 在 地	指定年月日
有形文化財 (建造物)	百濟寺 本堂 一棟	広陵町大字百濟	平成 10. 3. 18
	江戸時代	百濟寺	
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天像 一躯	広陵町大字南	平成 10. 3. 18
	附 像内納入印仏	長泉寺	
	平安時代		
有形文化財 (工芸品)	黒漆塗春日厨子 一基	広陵町大字広瀬	平成 10. 3. 18
	室町時代	与楽寺	
史 跡	安部山古墳群 四基	広陵町馬見南	平成 8. 3. 28

	古墳時代後期	2丁目	
天然記念物	八坂神社 ケヤキの巨樹	一木 広陵町大字古寺 八坂神社	平成 8. 3. 28
民俗文化財	大垣内の立山祭	広陵町大字三吉	平成 8. 3. 28
民俗文化財	天神社の綱打ち	広陵町大字広瀬 天神社	平成 10. 3. 18

資料 5 - 2 国指定重要文化財建造物設置防災施設一覧

平成 20 年 4 月現在
○印：設置済
公：公設消火栓利用

	名称	所在地	防災設備			備考
			自火報	消火設備	避雷針	
119	百済寺三重塔	北葛城郡広陵町大字百済	○	○	○	(無住)

資料 5 - 3 県指定文化財建造物設置防災施設一覧

平成 20 年 4 月現在
○印：設置済
公：公設消火栓利用

	名称	所在地	防災設備			備考
			自火報	消火設備	避雷針	
90	教行寺本堂ほか	北葛城郡広陵町萱野	○			

資料 5 - 4 救助の種類及び実施機関

救 助 の 種 類	実施機関
1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 災害にかかった者の救出 4 埋葬 5 遺体の捜索及び処理	町
1 応急仮設住宅の供与 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 3 医療及び助産 4 災害にかかった住宅の応急修理 5 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 6 学用品の給与 7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	県

資料 5 - 5 災害救助法適用基準

人口(人) H17 年国勢調査 確定値	適用基準 (滅失世帯)		備考
	1 号基準	2 号基準	
32,810	60	30	<p>※適用基準適用基準</p> <p>1 号基準 各市町村ごとに当該基準以上の世帯滅失数で適用</p> <p>2 号基準 県全体で 1,500 世帯以上の滅失があり、かつ市町村ごとに当該基準以上の世帯数滅失で適用</p> <p>3 号基準 ・ 県全体で 7,000 世帯以上の滅失で適用 ・ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家の滅失で適用</p> <p>4 号基準 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で以下の基準に該当すれば適用 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p>

資料 5-6 被害報告基準

被害項目		報 告 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 〔重傷者〕 〔軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物(物置、便所、風呂場等)が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水 床下浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

- (注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害項目		報 告 基 準
非住家の被害		「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田畑の被害 流出埋没 冠水	耕地が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。 植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。

被害項目		報 告 基 準
その他の被害	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。
被害額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産施設	「農林水産施設」とは、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

資料 5 - 7 被害の認定基準

種 別	内 容
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。
世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。
死 者	当該災害が原因で死亡し遺体を確認したもの。又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。
住家全壊 (全 焼) (滅 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のものである、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものであるをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものであるをいう。
※滅失世帯算定基準	全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり……1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり……1/2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり……1/3世帯

- (注) (1) 住家被害戸数については、独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 5-8 災害救助法による救助の程度と期間

令和4年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 別表1の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 妊婦等の移送費は、別途計上	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	<ol style="list-style-type: none"> 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700 円 中学生生徒 5,000 円 高等学校等生徒 5,500 円 	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800 円以内 小人(12歳未満) 170,900 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存: ○既存建物借上費: 通常の実費 ○既存建物以外:1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100 分の 4				

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表 1

		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊半鐘 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,200	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

資料 5 - 9 災害弔慰金等の支給

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	<p>自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1. 町の区域内において、住家滅失世帯数が 5 以上であること</p>	<p>1. 実施主体 町 (町条例に基づく)</p> <p>2. 経費負担</p>	<p>死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母</p>	<p>1. 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円以内</p> <p>2. その他の場合 250 万円以内</p>	<p>1. 支給方法 町が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2. 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（町長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア. 警察表彰規則 イ. 消防表彰規則 ウ. 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他町長が支給を不相当と認める場合</p>
災害障害見舞金	<p>2. 県内において、災害救助法の適用された市町村が 1 以上であること</p> <p>3. 県内において、5 以上の世帯の住居が滅失した市町村が 3 以上あること</p> <p>4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害</p>	<p>国 1/2 県 1/4 町 1/4</p>	<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <p>1. 両眼が失明した者 2. 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3. 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4. 両上肢をひじ関節から先を失った者 5. 両上肢の用を全廃した者 6. 両下肢をひざ関節の先から失った者 7. 両下肢の用を全廃した者 8. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる</p>	<p>1. 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円以内</p> <p>2. その他の場合 125 万円以内</p>	

資料 5-10 災害援護資金の貸付

(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	県内において災害救助法の適用市町村が 1 以上ある自然災害	1. 実施主体 町 (町条例に基づく) 2. 経費負担 国 2/3 県 1/3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220 万円 2人世帯 430 万円 3人世帯 620 万円 4人世帯 730 万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに 30 万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は 1,270 万円	1. 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円以内 2. 家財等の損害 7. 家財の 1/3 以上の損害 150 万円以内 4. 住居の半壊 170 万円以内 5. 住居の全壊 250 万円以内 6. 住居全体の滅失又は流失 350 万円以内 3. 1 と 2 が重複した場合 250 万円以内 7. 1 と 2 イが重複 270 万円以内 4. 1 と 2 イが重複 350 万円以内 4. 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 7. 2 イの場合 250 万円以内 4. 2 ウの場合 350 万円以内 . 3 イの場合 350 万円以内	1. 申請 被害を受けた後 3 か月以内 2. 据置期間 3 年 (特別の事情のある場合 5 年) 3. 償還期間 据置期間経過後 7 年 (特別の事情のある場合 5 年) 4. 償還方法 年賦又は半年賦 5. 貸付利率 年 3% (据置期間中は 無利子) 6. 延滞利息 年 10.75%

資料 5 -11 生活福祉資金の貸付

(根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成 2 年 8 月 14 日厚生省社第 398 号）)

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	災害救助法の適用されない小規模の自然災害、及び火災等自然災害以外の災害など	1. 実施主体 県社会福祉協議会 2. 窓口 町福祉事務所及び民生委員	災害を受けたことにより窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150 万円以内	1. 据置期間 6 ヶ月以内 2. 償還期間 据置期間経過後貸付金額により 3 年～7 年以内 3. 貸付利率 年 3% (据置期間中は無利子)
			災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯	150 万円以内 (特に必要と認められる場合 250 万円以内)	1. 据置期間 6 ヶ月以内 2. 償還期間 据置期間経過後貸付金額により 3 年～7 年以内 (左記の特に必要と認められる場合 9 年以内) 3. 貸付利率 年 3% (据置期間中は無利子)
	被害の程度に応じて、上記資金の重複貸付が可能である実施主体等		上記のとおり	1. 家財のみ破損 150 万円以内 2. 住宅の半壊・半焼 170 万円以内 3. 住宅の全壊・全焼 250 万円以内 4. 3 の場合でかつ特別の事情のある場合 350 万円以内 5. 上記 2・3 において被災した住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (上記 2 の場合) 250 万円以内 (上記 3 の場合) 350 万円以内	

資料 5-12 母子・父子・寡婦福祉資金

(根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法)

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
事業開始資金	住宅又は家財の被害	15,000 円以上 30,000 円未満	6 ヶ月間
		30,000 円以上	1 年間
事業継続資金 及び住宅資金	被害の種類	15,000 円以上 30,000 円未満	6 ヶ月間
		30,000 円以上 45,000 円未満	1 年間
		45,000 円以上	1 年 6 ヶ月間
<p>事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であつて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該被害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から 1 年以内に貸し付けられるものについては、その据置期間を、貸付の日から 2 年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間を延長することができる。</p>			

資料 5-13 被災者生活再建支援金の支給

(根拠法令：被災者生活再建支援法(平成19年法律第66号))

(1) 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

(2) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2)①に該当)	解体 (2)②に該当)	長期避難 (2)③に該当)	大規模半壊 (2)④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で200(又は100)万円

(4) 支援金の支給申請

- | | |
|----------|---|
| 申請窓口 | 市町村 |
| 申請時の添付書面 | ① 基礎支援金：り災証明書、住民票 等
② 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等) 等 |
| 申請期間 | ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内
② 加算支援金：災害発生日から37月以内 |

(5) 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額：600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

資料 5-14 株式会社日本政策金融公庫からの融資

(利率は平成 22 年 8 月 18 日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設 災害復旧) 農協等が設置する農産物の 生産・流通・加工・販売に必 要な共同利用施設等の復旧	農協・農協連、土地 改良区・同連合会、 5 割法人・団体、農 業共済組合・同連合 会等	0.55～ 1.30%	20 年以内	3 年以内
	(主務大臣指定 施設) 農業用施設、果樹の定植、樹 園地の整備、果樹棚の設置、 樹苗養成費等	農業を営む者 農協・農協連	0.55～ 1.30	15～25 年 以内	3～10 年 以内
農業基盤 整備資金	農地、牧野又はその保全、若 しくは利用上必要な施設の 災害復旧	農業を営む者、土地 改良区・同連合会、 農協・農協連等	0.55～ 1.30%	25 年以内	10 年以内

(注) 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動する。

資料 5-15 経営資金等の融通

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還 期間	貸 付 限度額
天 災 資 金	経営 資金	種苗、肥料、飼料、薬 剤、家畜、薪炭原木、 しいたけほだ木、漁 具、稚魚、漁業用燃 料等購入、漁船の建 造・取得等農林漁業 経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収 量 30%以上の減収でか つ年収入 10%以上の損 失額又は 30%以上の樹 体損失額のある者 ②林業、漁業にあつて は、年収入 10%以上の損 失額のある者又は 50% 以上の施設損失額のある 者	3.0%以内 ～ 6.5%以内 (注 2)	3～6 年 以内	個人 200 万円
						法人 2,500 万円
	事業 資金	天災により被害を受 けたために必要とな った事業運転資金	在庫品等に著しい被害を 受けた農協、農協連、森組、 森組連、水協	6.5% 以内	3 年 以内	個人 250 万円 法人 2,500 万円
						組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用を
も受ける天災をいう。

2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を
考慮し、省令で定められる。

資料 5-16 林業基盤整備資金

(利率は平成 22 年 8 月 18 日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要 な共同利用施設の復旧	森林組合・同連合 会、中小企業等協 同組合、5 割法人・ 団体、林業振興法 人等	0.55% ～ 1.30%	20 年以内	3 年以内
	(主務大臣指定 施設) 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要 な機械その他施設の復 旧	林業を営む者	0.55% ～ 1.30%	15 年以内	3 年以内
林業基盤 整備資金	(造林) 台風、異常降雪等による 被害森林の復旧 <補助対象事業> (種苗養成施設) 樹苗養成施設の復旧	林業を営む者、森 林組合・同連合会 樹苗養成の事業 を営む者、森林組 合・同連合会、中 小企業等協同組 合	0.55% ～ 1.30% 0.55% ～ 1.30%	30 年以内 15 年以内	20 年以内 5 年以内
	(林道) 自動車道、軽車道及びこ れらの付帯施設(林産物 搬出用機械含む)の復旧	林業を営む者、森 林組合・同連合 会、中小企業等協 同組合	0.55% ～ 1.30%	20 年以内	3 年以内
	農林漁業 セーフティ ネット 資金	天災等による物的損害 で農林漁業経営に著し い支障を受けた経営の 再建	林業を営む者	0.55% ～ 1.30%	10 年以内

資料 5-17 漁業災害に対する融資制度

(利率は平成 22 年 8 月 18 日現在)

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業 施設資金	(共同利用施設) 水産業協同組合等(漁 業生産組合を除く)が 設置する内水面養殖 施設及びその他共同 利用施設の復旧	水産業協同組合、5 割 法人・団体、漁業振興 法人	0.55% ～ 1.30%	20 年以内	3 年以内
	(主務大臣指定施設) 内水面養殖施設等の 復旧	漁業を営む者	0.55% ～ 1.15%	15 年以内	3 年以内
漁業基盤 整備資金	漁場及び水産種苗生 産施設等の復旧	水産業協同組合、5 割 法人・団体、漁業振興 法人	0.55% ～ 1.30%	20 年以内	3 年以内

(注) 貸付利率は、貸付時の金融情勢により変動する。

第 6 章 様式等

様式 1 第 4 号様式 (その 1) 災害概況即報

第4号様式(その1)

<p>[災害概況即報]</p> <p style="text-align: center;">消防庁受信者氏名</p> <hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p>災害名 (第 報)</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">報 告 日 時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>都 道 府 県</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 町 村 (消 防 本 部 名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告 者 名</td> <td></td> </tr> </table>	報 告 日 時	年 月 日 時 分	都 道 府 県		市 町 村 (消 防 本 部 名)		報 告 者 名	
報 告 日 時	年 月 日 時 分								
都 道 府 県									
市 町 村 (消 防 本 部 名)									
報 告 者 名									

災 害 の 概 況	発 生 場 所				発 生 日 時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明 人	住 家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負 傷 者	人	計 人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)			(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

災害概況報告記入要領

1 災害の概況

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(2) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
- ② 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。

その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要支援者の被害状況を併記（再掲）すること。

3 応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。

特に、住民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

4 災害対策本部等の設置状況

市町町長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

様式 2 第 4 号様式 (その 2) 被害状況即報

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

市町村名				区 分			被 害	
災害名 ・ 報告番号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	h a		
	第 報				冠 水	h a		
報告者名	(月 日 時現在)			畑	流 失 ・ 埋 没	h a		
					冠 水	h a		
				そ	文 教 施 設	箇所		
					病 院	箇所		
区 分				道 路	箇 所			
被 害					橋 り よ う	箇 所		
人的被害	死 者		人	河 川	箇 所			
	行 方 不 明 者		人		港 湾	箇 所		
	負 傷 者	重 傷	人		砂 防	箇 所		
		軽 傷	人			清 掃 施 設	箇 所	
住 家 被 害	全 壊		棟	の	崖 く ず れ	箇 所		
	世帯				鉄 道 不 通	箇 所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶 隻			
	世帯				水 道 戸			
	人				電 話 回 線			
	一 部 破 損		棟		電 気 戸			
	世帯					ガ ス 戸		
	人				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所		
	床 上 浸 水		棟					
	世帯				り 災 世 帯 数	世 帯		
	人				り 災 者 数	人		
	棟				火 災 発 生	建 物 件		
世帯			危 険 物 件					
人			そ の 他 件					
非住家	公 共 の 建 物		棟					
	そ の 他		棟					

区分		被 害	市 本 町 部 村 の 災 害 置 対 状 策 況	名 称	
公 共 文 教 施 設	千 円			設 置	
農 林 水 産 業 施 設	千 円			解 散	
公 共 土 木 施 設	千 円				
その 他 の 公 共 施 設	千 円		※災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。		
小 計	千 円				
そ の 他	農 業 被 害	千 円	【住民避難の状況】 地区名		
	林 業 被 害	千 円	世帯数、人数		
	畜 産 被 害	千 円	種別(避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難)		
	水 産 被 害	千 円	原因		
	商 工 被 害	千 円	発令時刻		
			解除時刻		
			避難場所 (詳細については避難勧告・指示状況報告書に記入)		
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況(設置の有無及び設置場所等) ・ボランティアの活動状況(受入の有無、派遣の有無等) ・その他関連事項				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

様式3 第3号様式 災害年報

広 陵 町

区分			災害名							計	
			発生年月日								
人的被害	死者	人									
		行方不明者	人								
		負傷者	重傷	人							
			軽傷	人							
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟									
世帯											
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	文教施設	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
被害船舶	隻										
水道	戸										

広 陵 町

災害名								計	
発生年月日									
区分	電 話	回線							
	電 気	戸							
	ガ ス	戸							
そ の 他	フック等	箇所							
火 災 発 生	建 物	件							
	危 険 物	件							
	そ の 他	件							
り 災 世 帯 数	世帯								
り 災 者 数	人								
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小 計	千円	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他	農 産 被 害	千円							
	林 産 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他	千円								
被 害 総 額	千円								
市 町 村 災 害 対 策 本 部	設 置								
	解 散								
消 防 職 員 出 動 延 人 数									
消 防 団 員 出 動 延 人 数									

様式 4 自衛隊の派遣要請に関する様式

(1) 自衛隊派遣要請

	第 年 月 日
奈良県知事殿	
	広陵町 町長 印
自衛隊災害派遣について(要請)	
自衛隊法第 83 条により下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望とする期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

(2) 自衛隊撤収要請

	第 年 月 日
奈良県知事殿	
	広陵町 町長 印
自衛隊災害派遣部隊の撤収について(要請)	
自衛隊法第 83 条により災害派遣要請をしましたが、応急作業が応終わりましたので下記のとおり撤収をお願いします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容	
3. その他参考となるべき事項	

様式 5 緊急通行車両事前確認証明書

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 (印) 公安委員会 (印)	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所 電話 () -
	氏名
通行日時	
通行経路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 6 標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 7 緊急通行車両事前確認申請書

災害応急対策用	
<p>緊急通行車両確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">電話 () -</p>	
指定行政機関等の 名 称	
番号標に表示されて いる 番号	
車 両 の 用 途	<p>1 警報の発令、伝達及び避難の指示</p> <p>2 消防、水防その他応急措置</p> <p>3 避難、救助その他の保護</p> <p>4 児童等の応急の教育</p> <p>5 施設、設備の応急の復旧</p> <p>6 清掃、防疫その他の保健衛生</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送の確保</p> <p>9 その他</p>
輸送人員又は品名	
使用者	住 所 電話 () -
	氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この確認申請書には、当該車両の自動車検査証の写し（契約車等にあつては、契約書の写し等）を添付してください。

様式 8 緊急通行車両事前届出書

(表面)

災害応急対策用	
<p>緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 (印)</p> <p style="text-align: center;">電話 () -</p>	
指定行政機関等の 名 称	
番号標に表示され て いる 番 号	
車 両 の 用 途	<p>1 警報の発令、伝達及び避難の指示</p> <p>2 消防、水防その他応急措置</p> <p>3 避難、救助その他の保護</p> <p>4 児童等の応急の教育</p> <p>5 施設、設備の応急の復旧</p> <p>6 清掃、防疫その他の保健衛生</p> <p>7 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持</p> <p>8 緊急輸送の確保</p> <p>9 その他</p>
輸送人員又は品名	
使用者	住 所 電 話 () -
	氏 名
出 発 予 定 地	

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し(契約車等にあつては、契約書の写し等)を添付してください。

災害応急対策用

第 号

緊急通行車両事前届出済書

裏面のとおり事前届出を受けたことを証する

平成 年 月 日

奈良県公安委員会

印

- 1 災害発生時には、この届済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
 - (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

災害発生時 における確認欄	運行(通行)経路	出発地	出発地	目的地
	運行日時	自 平成 年 月 日 時から	至 平成 年 月 日 時まで	

様式 9 り災証明申請書

広陵町長

担当者

※太枠内を記入してください。

平成 年 月 日

申請者	住所					
	現在の連絡先				TEL	
	ふりがな 氏名		り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> その他()			
り災者	住所					
	現在の連絡先					
	ふりがな 氏名					
り災世帯の 構 成 員	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主				
り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してください。)	広陵町					
	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 借家 (所有者住所・氏名)			
	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 貸家	()			
り災程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊				調査済証 整理番号	
り災原因	平成 年 月 日に発生した〇〇地震による。					

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委任状	
	平成 年 月 日
広陵町長 様	
上記申請者	にり災証明書の請求・受領について委任します。
	住所
	委任者
	氏名
	印

広陵町確認欄

本人 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 住基	<input type="checkbox"/> 住基カード	<input type="checkbox"/> 職員による確認
	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 外国人登録証	<input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 保険証	<input type="checkbox"/> 納税通知書	

り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年月日の による
------	----------

被災住家*の 所在地	
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇広陵町長

(印)

様式 11 行方不明者・死者の捜索、処理及び埋葬関係の様式

(1) 行方不明者捜索実施記録(報告)
様式第1号

本部長	副本部長	危機管理監	係 員

行方不明者捜索実施記録(報告)

実施	年 月 日 午 時 分より 時 分				
場所	(別紙詳細図のとおり、地図、図面等添付)				
従事 人員	町 職 員	警 察 官	消 防 職 員	消 防 団 員	その他の協力者
	人	人	人	人	人
行方不明者の 発見者氏名				住 所	
使用 資機 材等	資機材名	数量等	調達先	購 入 物 品 等	
捜索の 状況等 (結果)					
<p>捜索を実施した結果を上記のとおり記録(報告)する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">実施責任者職氏名 ㊟</p>					

(2) 遺体の処理、収容実施記録(報告)

様式第2号

本部長	副本部長	危機管理監	係 員

遺体の処理、収容実施記録(報告)

遺体発見日時		年 月 日 午 時 分			
遺体発見場所					
死 亡 者	死亡年月日	年 月 日			
	原 因				
	住 所				
	氏 名	年齢 歳 男・女			
遺 族	住 所				
	氏 名				
遺 体 の 洗 浄 等 処 理 状 況		購 入 物 品 等	品 名	金 額	購 入 先
一時収容場所					
収 容 期 間		月 日 ~ 月 日 日間			
特 記 事 項					
<p>遺体の処理、収容を上記のとおり記録(報告)する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">実施責任者職氏名 ㊟</p>					

(3) 遺体の埋葬実施記録(報告)
様式第3号

本部長	副本部長	危機管理監	係 員

遺体の埋葬実施記録(報告)

埋 葬 日 時	年 月 日 午 時 分		
埋 葬 場 所			
死 亡 者	死亡年月日	年 月 日	
	原 因		
	住 所		
	氏 名	年齢 歳 男・女	
埋 葬 を 行 っ た 者	住 所		
	氏 名		
	死亡者との関係		
埋 葬 品 の 支 給 状 況	支 給 品	金 額	購 入 先
特 記 事 項			
<p>遺体の埋葬を実施した結果を上記のとおり記録(報告)する。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">実施責任者職氏名 ㊟</p>			

様式 12 警戒体制における指示・被害・対応記録票

警戒体制における指示・被害・対応記録票

発 生 年月日		災害名	
------------	--	-----	--

指示者 _____ 記録者 _____

指示（覚知）時間 _____ :

指示事項
被害状況（警報等発令情報含む）

対応者 _____ 記録者 _____

対応時刻 _____ :

対応内容
被害状況

様式 13 警戒体制における被害発生状況報告書

警戒体制における被害発生状況報告書

整理番号	
災害名	

入手者 _____ 記録者 _____

受信日時 _____ . _____ 受信元 _____

送致先 _____

被害状況

対応者 _____ 記録者 _____

対応時刻 _____ :

対応状況

様式 14 建物被災状況チェックシート(震災編)

【建物被災状況チェックシート】

施設名

点検実施日時 年 月 日 時 分

点検実施者

【注意事項】

1. 一見して危険と判断できる場合は、立ち入らずに災害対策本部へ連絡し、指示を仰ぐこと。
2. 点検実施に当たっては、身の安全確保の観点からヘルメットを着用し必ず2名以上で行うこと。

以下の質問に該当するところに○をつける。

隣接する建物が傾き、施設に倒れ込む危険性があるか？	I いいえ II 傾いている感じがする III 倒れ込みそうである
施設周辺に地滑り・地割れ・地盤隆起・地盤沈下があるか？	I いいえ II 建物に支障を来さない程度にある III ひどくある
建物が沈下したか？あるいは建物周囲の地盤が沈下しているか？	I いいえ II 少し生じている III ひどく沈下している
建物が傾斜しているか？	I いいえ II 傾斜しているように思われる III 明らかに傾斜した
外部の柱や壁にひび割れがあるか？	I いいえ II 比較的大きなひび割れが見られる III 鉄筋等が見えるほどのひび割れがある。
外壁タイル・モルタルなどが落下したか？	I いいえ II 一部落下している III 落下箇所が多数みられる
床が壊れているか？	I いいえ II 少しひび割れが見られる III 傾斜又は落下している
天井・照明器具が落下したか？	I いいえ II 落下しかけている箇所がある III 落下している
窓ガラスがわれたか？	I いいえ II 数枚割れている III ガラス片が飛び散っている
内部の柱・壁にひび割れがあるか？	I いいえ II 髪の毛程度のひび割れがある III 大きなひび割れがある
スチール棚、事務機器が倒れているか？	I いいえ II その場で倒れている又は移動している III 移動して倒れている
水やガスが漏れている？	I いいえ II わからない III もれている

